

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 7 年

産業建設委員会会議録

令和 7 年 2 月 2 5 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

産 業 建 設 委 員 会 会 議 録

- | | | | |
|---|---------------|--|---|
| 1 | 開会年月日 | 令和7年2月25日（火） | |
| 2 | 開会場所 | 議会第1会議室 | |
| 3 | 出席者
（9人） | 委員長 富永龍司
委員 弓矢潤
委員 村上浩一郎
委員 寺田晃
議長 高森喜美子 | 副委員長 田中宏篤
委員 中村謙治郎
委員 吉岡誠司
委員 石塚猛 |
| 4 | 欠席者
（0人） | | |
| 5 | 委員外議員
（0人） | | |
| 6 | 出席理事者 | 区 長
副 区 長
副 区 長
技 監
文化産業観光部長
文化振興課長
大河ドラマ活用推進担当課長
観光課長
産業振興担当部長
産業振興課長
都市づくり部長
都市づくり部参事
都市づくり部参事
都市計画課長
地域整備第一課長
地域整備第二課長
地域整備第三課長
建築課長
住宅課長 | 服 部 征 夫
野 村 武 治
荒 川 聡一郎
赤 星 健太郎
内 田 円
川 口 卓 志
（文化振興課長 兼務）
横 倉 亨
上 野 守 代
三 澤 一 樹
寺 田 茂
柳 田 努
原 島 悟
反 町 英 典
長 廣 成 彦
井 上 知 美
行 天 寿 朗
松 崎 晴 生
塚 田 正 和 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

都市づくり部副参事	片 桐 暁 史
都市づくり部副参事	(用地・施設活用担当課長 兼務)
土木担当部長	齋 藤 洋
交通対策課長	飯 田 辰 徳
道路管理課長	清 水 良 登
土木課長	(原島都市づくり部参事 事務取扱)
公園課長	榎 本 賢
教育委員会事務局教育施設担当課長	(庶務課長 兼務)
文化産業観光部副参事 (産業振興事業団・事務局次長)	
	久 我 洋 介
文化産業観光部副参事 (産業振興事業団・経営支援課長)	
	(事務局次長 事務取扱)

7 議会事務局	事務局長	伊 東 孝 之
	事務局次長	櫻 井 敬 子
	議事調査係長	松 江 勇 樹
	書 記	関 口 弘 一
	書 記	遠 藤 花 菜

8 案件

◎審議調査事項

案件第 1	第 2 1 号議案	東京都台東区特定優良賃貸住宅条例を廃止する条例
案件第 2	第 2 7 号議案	東京都台東区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
案件第 3	第 2 8 号議案	東京都台東区狭あい道路拡幅整備条例の一部を改正する条例
案件第 4	第 2 9 号議案	東京都台東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
案件第 5	第 3 0 号議案	東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例
案件第 6	第 3 1 号議案	東京都台東区みどりの条例の一部を改正する条例
案件第 7	第 3 2 号議案	東京都台東区立公園条例の一部を改正する条例
案件第 8	第 3 3 号議案	東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例の一部を改正する条例
案件第 9	陳情 6－1 4	区内道路の放置工作物等による通行阻害を、積極的な行政指導等により改善する事を求めることについての陳情
案件第 1 0	特定事件の継続調査について	

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎理事者報告事項

【文化産業観光部】

- | | | |
|------------------|-----------|--------|
| 1. 補正予算について |資料 1 | 文化振興課長 |
| 2. 令和 7 年度予算について |資料 2 | 文化振興課長 |

【産業振興担当】

- | | | |
|-----------------------------------|-------------|--------|
| 1. T A I T O C O M P A S S について |事前資料 1 | 産業振興課長 |
| 2. 物価高騰に伴う区内事業者等への支援拡充について |資料 3 | 産業振興課長 |
| 3. 中小企業振興センター大規模改修について |資料 4 | 産業振興課長 |
| 4. 中小企業支援の充実について |資料 5 | 産業振興課長 |

【都市づくり部】

- | | | |
|-------------------------------------|-------------|-----------|
| 1. 補正予算について |資料 6 | 都市計画課長 |
| 2. 令和 7 年度予算について |資料 7 | 都市計画課長 |
| 3. (仮称) まちづくりに係る総合的な条例(案) 骨子について |資料 8 | 都市計画課長 |
| 4. (仮称) 台東区駐車場計画の策定について |資料 9 | 都市計画課長 |
| 5. 台東区景観計画改定について |資料 1 0 | 都市計画課長 |
| 6. 鶯谷駅周辺まちづくり検討について |資料 1 1 | 都市計画課長 |
| 7. まちづくり D X の推進について |資料 1 2 | 都市づくり部副参事 |
| 8. 上野地区まちづくり推進について |資料 1 3 | 地域整備第一課長 |
| 9. 浅草地区まちづくり推進について |資料 1 4 | 地域整備第二課長 |
| 1 0. 旧東京北部小包集中局跡地の活用について |資料 1 5 | 都市づくり部副参事 |
| 1 1. 密集住宅市街地整備促進事業の取組について |資料 1 6 | 地域整備第三課長 |
| 1 2. 建築基準法等の改正に伴う条例の改正について |資料 1 7 | 建築課長 |
| 1 3. 既存の分譲マンションにおける駐車場の緩和認定制度について |資料 1 8 | 建築課長 |
| 1 4. 通学路沿道ブロック塀等の早期改善に向けた支援策の継続について |資料 1 9 | 建築課長 |
| 1 5. 台東区住宅マスタープランについて |事前資料 2 | 住宅課長 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

- 16. 令和7年度の住宅施策の取組みについて
.....資料20 住宅課長
- 17. 集合住宅及び大規模建築物の建築指導の強化について
.....資料21 住宅課長
- 18. 特定優良賃貸住宅事業の終了について
.....資料22 住宅課長
- 19. 令和6年度高齢者住宅（シルバーピア）の運営状況について
.....資料23 住宅課長

【土木担当】

- 1. 道路占用料、公共溝渠使用料の改定について
.....資料24 道路管理課長
- 2. 無電柱化の推進について
.....資料25 土木課長
- 3. 道路改良工事の工期延伸について
.....資料26 土木課長
- 4. 公園・児童遊園の占用料、土地使用料及び公園施設使用料の改定について
.....資料27 公園課長
- 5. 公園及びトイレ整備予定の変更について
.....資料28 公園課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（富永龍司） ただいまから、産業建設委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、案件第1、第21号議案、東京都台東区特定優良賃貸住宅条例を廃止する条例を議題といたします。

本件は、理事者報告事項、都市づくり部の18番、特定優良賃貸住宅事業の終了についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第21号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

住宅課長。

◎塚田正和 住宅課長 それでは、初めに、都市づくり部の報告事項の18番、特定優良賃貸住宅事業の終了についてご報告します。

資料22をご覧ください。項番1、概要です。特定優良賃貸住宅は、中堅所得者層を対象とした公的賃貸住宅として、優良な民間賃貸住宅を供給し、その住宅の使用料の一部を助成することによって、区民の定住を促進することを目的とする事業です。

平成7年度に住宅の借上げを開始しましたが、このたび、全ての住宅について管理期間の20年を経過するため、事業を終了するものです。

項番2は、主な根拠法令です。

項番3は、これまでの経緯です。平成7年12月以降、15棟298戸を供給しましたが、住宅を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成24年に借上げ期間満了をもって終了することを決定しております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

項番4は、令和7年3月に終了する最後の物件の概要です。

項番5は、今後の予定で、本事業の根拠条例を廃止します。

報告は以上です。

次に、案件第1、第21号議案、東京都台東区特定優良賃貸住宅条例を廃止する条例についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。附則の第1項は施行期日で、令和7年4月1日とします。

附則の第2項、第3項は経過措置で、過去に発生した使用料及び共益費の滞納分について引き続き徴収することを可能とする規定です。

ご説明は以上です。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、第21号議案及び報告事項について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これより採決します。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

○委員長 次に、案件第2、第27号議案、東京都台東区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、土木担当の1番、道路占用料、公共溝渠使用料の改定について関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第27号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

道路管理課長。

◎清水良登 道路管理課長 それでは、報告事項、土木担当の1、道路占用料、公共溝渠使用料の改定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料24をご覧ください。初めに、項番1、道路占用料です。まず、（1）改定の背景についてです。道路占用料は、3年ごとに実施される固定資産税評価額の見直しに合わせて改定しているため、このたび条例の一部改正を行うものでございます。

次に、（2）条例の一部改正案についてです。ア、占用料改定の考え方につきましては、令和6年1月1日付の固定資産税評価額により算出した道路価格を適用し、表にお示しした算出

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

方法によりまして占用料の額を算出いたします。

イ、激変緩和につきましては、現行の1.2倍を上限といたします。

ウ、道路占用料新旧対照表につきましては、別紙1をご覧ください。改正案につきましては新旧対照表のとおりでございますが、例えば一番上の第1種電柱の占用料を1万400円から1万2,000円に改めるなど、全ての物件の占用料が上昇しております。

続きまして、別紙2、看板等の占用料の減免についてをご覧ください。項番1の看板につきましては、表に記載のとおり、区内中小企業者の負担軽減を図る観点から占用料を据え置き、あわせて、占用料の全部または一部を免除する措置を継続いたします。

項番2の規格化された軽易な看板につきましては、表に記載のとおり、占用料を改定します。なお、減免措置は継続するものといたします。

恐れ入りますが、資料にお戻りください。次に、項番2、公共溝渠使用料についてです。

(1) 使用料改定の考えにつきましては、道路占用料と同様に算出いたしまして、表にお示したとおり、1平方メートル当たり月額120円を136円に改めます。

なお、本案は、条例で定める額の範囲内であるため、告示により改定後の額を適用します。

最後に、項番3、今後の予定です。本年4月1日から改定後の額を適用します。

ご説明は以上でございます。

続きまして、第27号議案、東京都台東区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案につきましては、道路の占用料の額を改定するために提出するもので、内容は、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、第27号議案及び報告事項について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

○委員長 次に、案件第3、第28号議案、東京都台東区狭あい道路拡幅整備条例の一部を改正する条例から案件第6、第31号議案、東京都台東区みどりの条例の一部を改正する条例までの4議案は、いずれも関連する案件でありますので、一括して議題といたします。

また、本案は、理事者報告事項、都市づくり部の12番、建築基準法等の改正に伴う条例の改正についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思っております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

が、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第28号議案から第31号までの4議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

建築課長。

◎松崎晴生 建築課長 それでは、第28号議案から第31号議案まで及び都市づくり部報告事項12、建築基準法等の改正に伴う条例の改正についてを一括してご説明いたします。

まず、報告事項12、建築基準法等の改正に伴う条例の改正についてをご説明いたします。

資料17をご覧ください。項番1、概要です。建築基準法、建築物省エネ法、バリアフリー法の改正により、条文を引用している区の関係条例を改正するものでございます。

項番2、改正内容です。まず初めに、（1）建築基準法です。建築確認等の民間開放により、平成11年以降は、指定確認検査機関でも審査や検査などを行っていますが、国や東京都、区などの行政機関が建築主となっている建築物では、区が全て審査や検査を行うことを義務づけられていました。法改正により、指定確認検査機関においても行政機関の建築物の審査や検査を行える制度が新設されたので、以下に記載の3つの条例を改正いたします。

次に、（2）建築物省エネ法です。平成27年に建築物省エネ法が公布されてから、一定規模以上の非住宅にのみ省エネ基準適合が義務づけられていましたが、今般原則全ての建築物に省エネ基準適合が義務づけられたことなど、法改正が行われたので、以下に記載の条例を改正いたします。

続きまして、（3）バリアフリー法です。バリアフリー化に対する社会要請が高まっていることを踏まえ、劇場など客席部について新たな基準が新設されたので、以下に記載の条例を改正いたします。

最後に、項番3、今後の予定です。建築基準法に関する条例は公布の日から施行、建築物省エネ法に関する条例は今年の4月1日から施行、バリアフリー法に関する条例は今年の6月1日から施行の予定です。

続きまして、第28号議案から第31号議案についてご説明いたします。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。まず、28号議案ですが、建築基準法の改正により、条文の整理を行っています。

次に、第29号議案ですが、建築物省エネ法などの改正により、条文の整理を行っています。

続きまして、第30号議案ですが、建築基準法などの改正により、条文の整理を行っています。

最後に、31号議案ですが、建築基準法の改正により、条文の整理を行っています。

議案のご説明は以上です。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、第28号議案から第31号議案までの4議案及び報告事項について、ご審議願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これより採決いたします。

第28号議案から第31号議案までの4議案については、一括して採決いたします。

本案については、いずれも原案どおり決定することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本案については、いずれも原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

○委員長 次に、案件第7、第32号議案、東京都台東区立公園条例の一部を改正する条例及び案件第8、第33号議案、東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例の一部を改正する条例の2議案は、関連する案件でありますので、一括して議題といたします。

また、本案は、理事者報告事項、土木担当の4番、公園・児童遊園の占用料、土地使用料及び公園施設使用料の改定についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第32号議案、第33号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

公園課長。

◎榎本賢 公園課長 それでは、報告事項、土木担当の4、公園・児童遊園の占用料、土地使用料及び公園施設使用料の改定についてご説明いたします。

資料27をご覧ください。項番1、改定の背景です。公遊園占用料等は、東京都台東区立公園条例及び東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例により物件ごとに額を定めていますが、先ほどの道路占用料と同様、3年ごとに実施される固定資産税の評価額の見直しに合わせ改定しているため、条例の一部改正を行うものでございます。

項番2、条例の一部改正案です。（1）占用料の考え方ですが、令和6年1月1日付の固定資産税評価額に算出した公園価格を適用し、公遊園占用料等の額を算定いたします。計算式は記載のとおりです。

（2）激変緩和としまして、公遊園占用料等の額については、現行の1.2倍を上限とするものといたします。

（3）公遊園占用料等の新旧対照表は、別紙1をご覧ください。例えば一番上の電柱では、現行、1か月1本当たり2,079円に対し、改正案は、2,385円というように、各物件とも値上がりをしています。

また、別紙2の児童遊園内の土地使用料についても同様に値上がりをしています。

項番3、今後の予定です。令和7年4月1日より改定後の公遊園占用料等を適用してまいり

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ます。

報告事項の説明は以上でございます。

続きまして、第32号議案及び第33号議案をご覧ください。こちらは、ただいまご報告しました内容とするため、それぞれ条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、いずれも原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、第32号議案、第33号議案及び報告事項について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これより採決いたします。

第32号議案及び第33号議案の2議案について、一括して採決いたします。

本案については、いずれも原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本案については、いずれも原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

○委員長 次に、案件第9、陳情6－14、区内道路の放置工作物等による通行障害を、積極的な行政指導等により改善する事を求めることについての陳情を議題といたします。

本件は、前回の委員会で継続審査となっていたものであります。

それでは、本件について、ご審議願います。

中村委員。

◆中村謙治郎 委員 前回ですね、我々の会派は、出し直しを前提とした継続ということできせていただきました。課長からも答弁がありましたし、私からも今現在の商店会の取組であったり、地元の取組というところを意見を述べさせていただいたので、それは割愛をさせていただきますが、今回の陳情に関しても出し直しを求めましたが、また前回と同じ内容で審議をするということですので、我が会派としては、この陳情に関しては不採択とさせていただきます。

○委員長 ほかに。

弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 これ陳情の方は、本区として早急な改善に取り組んでいただきたいと陳情されていますが、現状、本区がどうしているかということで、前回の定例会のときに、私が課長にご質問、確認をさせていただいたところ、今は3点、月五、六回のパトロールや通報の受付、あと行政指導というふうに行っているというふう認識しております。

この陳情者の方は、より厳格な行政指導を求めており、その条件として、レベルの断層性のよう、優先順位をつくり、規制をかけて取り締まることとおっしゃってございました。そこで、会派としましては、その優先順位の考え方や問題点の度合い等については適切に調査をしていく必要があります、かつ、陳情内容をより具体的にすると考え、引き続き調査をさせて

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いただきたく、継続審査といたしました。

ちょっと前置きが長くなってしまったんですけど、そもそもになりますが、この陳情者がおっしゃるレベルの断層性というような優先順位をつけることは可能なのでしょうか。

○委員長 道路管理課長。

◎清水良登 道路管理課長 まず、法令上の観点で申し上げますと、違反物件という意味では、全て同列でございますので、法令上はレベル感というものはございません。

ただ、実務上でございますが、区内全部の違反物件に同時に対応していくということは現実的にはできませんので、実際には優先順位をつけて対応することになります。その場合は、道路の形態や工作物がどのようなものであるか、あと交通状況などを総合的に勘案しましてケースごとに判断をしておりますので、一律にレベル感を定めることは難しいのではないかと考えております。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 分かりました。今答弁いただいたように、この陳情者がおっしゃるレベルの断層性というものはちょっと難しいというふうに認識しました。

私たちも前回、さらにもうちょっと具体的にしてほしいというような要望をしたんですが、今回の陳情もちょっと前回と同様のような内容でありますし、レベルの断層性を、優先順位をするということが難しく、区としては現状も3点行っているということでもありますので、区としてやるべきことはできているというふうに判断しました。

よって、会派としましては、今回の陳情は不採択とさせていただきます。

○委員長 ほかに。

村上委員。

◆村上浩一郎 委員 私もこの件、いろいろ調査をしてみましたけれども、中村委員がおっしゃっていたように、やはり前回の定例会でも申し上げましたけれども、一度出直しをしていたいただきたいということをお願いしたにもかかわらず、変わっていないということでございますので、今回私は不採択ということにさせていただきます。

○委員長 ほかに。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 私も前回と同じ内容というところで、不採択という形で取らせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長 田中副委員長。

◆田中宏篤 副委員長 こちら当会派も、皆様からお話が出ているので、前回の委員会と重複になりますので、やはりこちら継続して出し直し等々を求めてきた中で、そのままということなんですけれども、台東区としてもやるべきことをやっているというふうに認識しておりますし、正直、大きな部分での課題感はあろうかと思うんですけれども、それも引き続きいろいろ対応していくということで、本陳情に関しては不採択とさせていただきます。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 これより採決いたします。

本件については、不採択の意見が多数でありますので、不採択とすることにいたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 次に、案件第10、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。本委員会の特定事件については、議長に閉会中の継続調査を申出をい
たしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本委員会の特定事件の継続調査については、そのように決
定いたしました。

○委員長 次に、本委員会の行政視察の報告書について申し上げます。

昨年11月に実施いたしました北海道札幌市及び北広島市への行政視察について、このたび正
副委員長にて報告書案を作成し、配付させていただきました。この案文についてご意見があり
ましたら正副委員長までお知らせください。調整後、議長に報告いたします。その後、議長が
全ての委員会報告書を取りまとめ、台東区議会委員会行政視察報告書として全議員及び理事者
に送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させ
ます。

なお、年月日、委員長名、議長名及び陳情者の住所、氏名の朗読については、省略いたしま
す。

（櫻井議会事務局次長朗読）

○委員長 次に、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

なお、同じ所管からの報告については、一括して聴取いたします。

また、補正予算及び令和7年度予算については、報告を聴取するのみで質疑は行いませんの
で、よろしくお願いいたします。

初めに、文化産業観光部の補正予算について及び令和7年度予算について、文化振興課長、
報告願います。

文化振興課長。

◎川口卓志 文化振興課長 それでは、文化産業観光部の令和6年度第7回補正予算をご説明
いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

資料1をご覧ください。歳出です。補正額3,996万4,000円の減額、補正後の額は、60億8,613万5,000円です。

課別事業別の補正予算概要です。文化振興課が、区有施設省電力型照明整備について996万4,000円を減額しております。

観光課が、観光プロモーションの推進について500万円を減額しております。

2ページをご覧ください。産業振興課が、上原伝統工芸文化産業振興基金積立金として100万円を計上、ふるさと納税について2,600万円を減額しております。

文化産業観光部の補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、令和7年度の文化産業観光部の予算をご説明いたします。

資料2をご覧ください。歳入の予算総額は22億4,578万8,000円で、前年度当初予算と比べて3,478万1,000円、約1.6%の増となっています。

2ページをご覧ください。文化振興課では、表の一番上、文化観光使用料の2、したまちミュージアムが増、表の中ほどにあります都支出金、都補助金、文化観光補助金の2、観光まちづくり推進支援事業費が皆減となっております。

3ページをご覧ください。観光課では、表の中ほどにあります諸収入、雑入、助成金・交付金の1、公益財団法人東京観光財団補助金が皆減となっております。

4ページをご覧ください。産業振興課では、上から8行目に記載の都支出金、都補助金、産業経済費補助金の1、商店街チャレンジ戦略支援事業費が増、2、地域産業成長支援事業費が皆増となっております。

5ページをご覧ください。歳出です。予算総額54億672万円で、前年度比5億7,788万6,000円、約9.7%の減となっています。

6ページの最下段をご覧ください。文化振興課は、予算総額10億5,391万1,000円で、前年度比4億9,897万1,000円の減です。これは表の中段よりやや下に記載しております芸術・歴史資料館費1の(2)したまちミュージアムのリニューアルのリニューアル工事終了による皆減などによるものです。

7ページ及び8ページを併せてご覧ください。まず、8ページ最下段をご覧ください。観光課は、予算総額4億3,261万3,000円、前年度比4,304万5,000円の減です。これは7ページ中ほどに記載しております観光振興費4の(3)台東区観光ウェブサイトのサイトリニューアル完了による減、続いて、8ページ下段に記載の18、区有施設省電力型照明整備の浅草文化観光センター照明LED化工事の実施完了による皆減などによるものです。

9ページ及び10ページを併せてご覧ください。まず、10ページ最下段をご覧ください。産業振興課は、予算総額39億2,019万6,000円、前年度比3,587万円の減です。これは9ページ中ほどに記載の産業振興費1の(8)(仮称)産業振興計画策定の終了による皆減などによるものです。

文化産業観光部の令和7年度予算の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ただいまの報告については、聴取のみとさせていただきます。

○委員長 次に、TAITO COMPASSについて、産業振興課長、報告願います。
産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 それでは、産業振興担当の1、TAITO COMPASSについて報告いたします。

事前資料1をご覧ください。初めに、1、パブリックコメント実施結果につきましては、後ほど別紙1でご説明いたします。

続きまして、2、中間のまとめからの主な変更点につきましては、イラストやコラムを追加したこと、また、パブリックコメントを受けまして修正した点がございます。

3、TAITO COMPASS（案）につきましては、別紙2を用いまして後ほどご説明いたします。

最後、4、今後の予定といたしましては、3月下旬にTAITO COMPASSを発行いたします。

それでは、次のページの別紙1をご覧ください。パブリックコメントの意見の受付期間、場所につきましては、資料記載のとおりでございます。5名の方から11件のご意見をいただきました。

主な意見といたしまして、3ページ、項番4にございます創業支援についての意見を受けまして、中間のまとめから最終案につきまして記載を変更しております。

続きまして、TAITO COMPASS（案）について、主な内容をご説明いたします。

別紙2をお開きください。表紙をおめくりいただきますと、初めに、「TAITO COMPASS～産業振興ビジョン～とは」と題し、指針についての説明を記載しております。内容といたしまして、本指針は、実現したい未来に向けて何をすべきか考えるヒントをまとめたものであること、3段落目には、地域経済を活性化する主役は事業者であること、また、事業者と台東区が丸一となって進むことを記載しております。

2ページめくっていただきますと、ここからがChapter1、TAITO COMPASSの中身となっております。

ここからは、ページ番号は挿絵に記載された番号で申し上げます。

初めに、2ページ、3ページをご覧ください。このページには、台東区らしさといたしまして、区内の産業集積やランドマークなど、台東区の魅力をマップ上にイラストで表現いたしました。

次の4ページ、5ページをご覧ください。実現したい未来でありますVisionの「らしきいきる ココロオドルまち たいとうく産の“いい感じ”」をイラストとともに説明しております。

次の6ページ、7ページをご覧ください。ここでは、Visionを実現するためになすべ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

きこととして、MissionとActionの全体像をお示ししております。こちらのレイアウトは、中間のまとめでは、Visionに向かって下から上に向かった図を記載しておりましたが、本最終案では、左から右に向けたイラストを記載し、TAITO COMPASSの体系図を表しております。こちら6ページに記載の3つのMissionにぶら下がる各Actionについて、次のページ以降、見開きで記載しております。

それでは、8ページ、9ページをご覧ください。各Actionでは、左側にこうありたい未来、未来へのステップを記載し、イメージを補足するため、関連させる気持ちや思いを吹き出しにして記載いたしました。

右側には、Actionに関連した台東区から実際生み出されているいい感じの事例をコラムとして記載しております。このページにありますAction1、「地域資源を活かす」に関するコラムでは、上段に、浅草エーラウンドの取組や、下段に、観光課が実施する文化資源の高付加価値化の取組を取り上げております。なお、コラム内に黄色のマーカーの箇所につきましては、左側に記載された内容と関連しているポイントとなる箇所にマーカーを引いております。

なお、コラムにつきましては、読み物として興味、関心を引き出す記事のような作りをし、表現やレイアウトを工夫させていただいております。

少し飛びまして、16ページ、17ページをご覧ください。Actionの5、「経営を強くする」、こちらのコラムにつきましては、海外への販路開拓に取り組む事業者を取り上げ、下段では、経営を強くするために台東区中小企業振興センターを活用してもらえるよう、PRも兼ねて相談事例などを掲載しております。

20ページ、21ページをご覧ください。Actionの7、「“同志”とつながる」のコラムでは、台東区産業フェアをきっかけに参加企業同士がコラボ商品を作った事例や、下段では、蔵前発のアップサイクルプロジェクトで様々な企業が参加するKURAMAEモデルを取り上げております。

24ページ、25ページをご覧ください。Actionの9、「事業者の想いや技術をつなぐ」のコラムでは、事業承継にまつわるリアルな舞台裏として、4つのケースの紹介とともに、まずは相談を、そしてどこに相談していいか迷ったら、台東区の中小企業センターにという内容を記載しております。

ただいま説明申し上げましたコラムにつきましては、これまで区や産業振興事業団で支援や事業を共に行ってきました2つの団体、また2つの商店街、23の事業者にご協力いただきまして作成をいたしました。また、表紙からこのChapter1に係るイラストにつきましては、区内事業者であり、デザイナーズビレッジの卒業生である事業者に制作をいただいたところになります。

30ページをご覧ください。こちらのページからChapter2となっております。中小企業を取り巻く環境の変化、時代の流れを32ページまでかけて、全部で9つのトピックで取り上

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

げております。

続いて、34ページをご覧ください。Chapter 3といたしまして、区内産業を知るための数字やグラフを用いた産業の各種統計を掲載いたしました。

35ページには製造、卸、小売の出荷額、また販売額で特徴的なものを抜粋いたしまして、全国や東京都における順位なども記載しております。

37ページ以降が資料編となりまして、指針の基本的な考え方、策定経過、Chapter 2、Chapter 3に関連するバックデータを掲載しております。

TAITO COMPASSについての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 TAITO COMPASS、前回の定例会のときは、このTAITO COMPASSの大半を占めているこのイラストとコラムが空いていたので、なかなか評価も難しいという話になっていたと思うんですけど、今回完成版を見て、すごくこのイラストに関しては何かかわいい感じで、柔らかい感じなので、幅広い層の方に興味を持っていただけるのかなと思いましたし、コラムは、1つのテーマについて詳細な情報が載っていますので、これを読むだけですごくその分野に関して理解が進むので、すごくいいものだなって感じました。

そこで、4番の今後の予定のところ、約1か月後に発行ということですが、これ、どこの施設に置くのか、配付をするのかとか、このような装丁された冊子として置くのか、何かダイジェスト版なのかとか、その辺りの詳細を教えてくださいませんか。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 ただいまご質問にありました出来上がったTAITO COMPASSにつきましては、冊子のものを、閲覧用に区役所をはじめとする関連する公共施設に配架させていただきます。また、今回ご協力いただきました産業団体、また区内事業者の皆様には、冊子のものを配付させていただきたいと思います。あわせて、概要版というものを今後作りますので、概要版を用いまして、区内産業団体の会合等にお邪魔させていただいてPRのほうも努めてまいりたいと思っております。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 本当に素晴らしいものが完成したので、ぜひより多くの人に知っていただきたいなと思います。

また、すごくChapter 3あたりとかでは台東区のこの順位だったり、台東区のことを知るためには、本当にこれを読むだけでもかなり理解が深まるなと思ったので、これ例えば小学生が社会の勉強するとかいろいろなことにも何か活用もできそうなくらいの、完成度が高いなと思ったので、そこも含めて、ぜひ周知を広げていっていただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに。

寺田委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆寺田晃 委員 すみません、しゃべらないつもりでいたんですけれども、今の報告を聞きながら、我慢できなくて、独り言というか、要望させていただきます。

パブリックコメントの一番最後に、事前に課長にもお話をさせていただいたんですけれども、商店街マップに今回日本一の長さとなった東京国際通り振興会、記載がないということと、同時に、この方は、日本一を名のるのは無理があるのではないかというご意見をいただいたときに、私が感じたのは、やはり区が後押しして、この名のつても無理がないところをPRして推していくのが、産振さんのいい感じの仕事になるんじゃないかなって。

見させていただいて、弓矢委員もおっしゃったように、本当に魅力的なビジョン、計画、これを見たときに、創業される方も本当に勇気が出てきて、また商工相談にいらっしゃった方も勇気が出てきて、もっともっと頑張ろうって思えるものがこれだと思うんですね。

確かに一番最後の69ページには、令和6年の11月現在なので、区の考え方に商店街の届けに関する第4条により商店街名簿に登載された商店街を掲載していますという答えなんですけれども、これがいい感じのお答えではないような。確かにこのとおりで、おっしゃるとおりなんですけれども、先ほどの報告の中に、3ページ、台東区らしきという地図があって、ここだったら紹介してもいいのかなって。独り言ですから、答弁もいいですけれども、そのようにやるのが、この5ページにある台東区らしき、いい感じを後押ししてくれるのかなって、型にはまらないで後押ししていくのが台東区じゃないかなって。

今大河ドラマ「べらぼう」ってやっていますけれども、行政とか、社会とか、地域に閉じ込められるんじゃなくて、殻を破って新しいものを生み出していく、それがこの今回のCOMPASSじゃないかなというふうに思っております。どんどんPRして、弓矢委員がおっしゃったように、周知しながら、商工相談いらっしゃった方にもこういうのありますよって、冊子じゃなくてもデータでお渡ししても、ご案内してもいいと思いますし、どんどん広げていって、台東区らしきをもう広げていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 すみません、先ほど弓矢委員がおっしゃったこと、まさにそのとおりで、素晴らしいものができたなというふうにちょっと感動するぐらい。中身を見させていただいたら、本当に楽しく読める、子供でも楽しく読めるんじゃないかなというふうに思っていて、先ほどこれできて以降、この冊子を、概要版を作成した後にどういったところに配っていくのか、周知をしていくのかというところで、今台東区内、ここにも書いてあるように、107の商店会があるじゃないですか、その107の商店会、本当に全ての商店会に配って見てもらいたいなというふうに思うぐらいなんです。そのぐらい本当に、一人でも多くの区民の方以外でも、新しく参入してきた事業者の方にもこれを手に取ってぜひ読んでもらいたいなというふうに思うんですね。なぜならば、やはりこれすごく、本当に読みたくなるし、見やすいし、わくわくするような、台東区で仕事するのが楽しくなるような、本当にそう言っても大げさじゃ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ないようないい出来が、いいものができたというふうに思っていますので、その辺をぜひちょっと要望させていただきます。私も概要版、一緒になって配りたいなというふうに思っています。

それで一つ、28ページの、今後のこの区のスタンスというところなんですけれども、この指針を実効性のある、実効性を持たせていくために、職員がどんどん動く、ニーズでつなぐ、少しだけおせっかいってありますけれども、この辺具体的にもう少し、どんどん動くというところは、これから区の職員の皆さんがどういう気持ちでどういう行動を取っていくのかというの、具体的に少し、何かあれば教えていただきたいなって思います。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 お答えさせていただきます。

こちら28ページに職員のS t a n c eを3つほど書かせていただきました。これまでも産業振興に携わる区の職員はこの3つを念頭に、もちろんさせていただいたところなんですけれども、今回新たに指針となりますT A I T O C O M P A S Sができたことによって、こういったことを明文化して、より意識した形で日々の業務に邁進していく、それを事業者の皆様と共有させていただいて、一緒になって動いていくというところを言葉として、この職員のS t a n c eで表せていただきましたので、これまでとやっていること、そんなに変わらないかもしれないんですけども、職員の意識としては、これを一番念頭に置きまして、常日頃から業務のほうに取り組んでいるということを書かせていただいているところになります。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 ありがとうございます。その強い気持ちがしっかり伝わるように、区内の事業者と一緒にこの台東区の産業を盛り上げていていただけるように、頑張ってください。応援しています。以上です。

○委員長 田中副委員長。

◆田中宏篤 副委員長 今各委員から意見あったように、本当にすばらしい出来になったなと思っています。いい意味で行政らしさから脱却しているというような印象を受けております。

前回の委員会でも私のほうから申し上げたんですけども、先ほど弓矢委員、中村委員からの話の中で、概要版を今後作成して、配付していくという話だったんですけども、そのスケジュール感というか、概要版、どういったもの、前回の委員会で話したとおり、これはすごく概要版が大事になってくると思うんです。多くの方が手に取るのが概要版になってくるので、そこから、当然これだけのいい出来なので、この冊子自体に誘導していくようなことが必要になっていくのかなと思っているんですけども、その概要版の作成のスケジュール等々と、あとほかにもどういった取組を行おうと予定しているのか教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 お答えいたします。

概要版につきましては、本編の冊子の完成と同じタイミングの3月下旬に出来上がるように

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

今予定しております。概要版の中身につきましては、この本編に記載させていただいている Vision、Mission、Actionの内容を簡潔かつ分かりやすいようにまとめていきたいと思います。また、手に取ってもらえるように、少し小さく、B5サイズ程度のものを予定しております。

副委員長今おっしゃっていただいたように、まずは概要版を持っていろいろなところにお邪魔させていただいて、説明させていただいた後、興味を持っていただくことからさらに本編に誘導するように、例えば概要版のほうにはQRコードみたいなものを添付させていただいて、本編のリンクにアクセスできるような仕組みというところをつくっていききたいなと思っております。

○委員長 田中副委員長。

◆田中宏篤 副委員長 分かりました。期待しております。

そこで、あともう1点、ちょっと本編の部分で、非常にすばらしい出来だと思っていて、コラムとかも、例えば中小企業振興センターのことがコラムで載っていたりだとか、あとは事業承継の舞台裏とか様々なことが載っているんですけども、これ、やはり見るときに、ある程度冊子数が多い中で、全部読み進めていかないと、こういったことが書いてあるというところが見えないと。例えば、いろいろな読み物にあるんですけども、キーワードで、例えばネットだったらキーワード検索とかいう形でできるんですけども、索引で、例えば事業承継絡みのコラムなり、内容がこのページに載っていますよみたいな、幾つかの区民の関心持つようなキーワードを索引にしてやるというのも、一つの方法かなというふうに思いますので、非常にいい出来なので、なるべく読みやすくしていただきたいのと、あと最後に1点、すごく親しみやすいような冊子ができたので、これでこの冊子見て、あれ、何か行ってみたら、行政対応だったよねみたいなことになると、これいいものができた分、産業振興課のハードルも上がると思いますので、そこはしっかり取り組んでいただきたいと強く伝えて、以上にさせていただきます。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、物価高騰に伴う区内事業者等への支援拡充について、中小企業振興センター大規模改修について及び中小企業支援の充実について、産業振興課長、報告願います。

産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 それでは、産業振興担当の2、物価高騰に伴う区内事業者等への支援拡充について報告いたします。

資料3をご覧ください。初めに、1、目的です。長引く物価高騰による影響を緩和するため、区内中小事業者の資金繰りに資する借換え制度を延長し経営の安定化を図るほか、商店街所有の街路灯等に係る電灯料補助の拡充を図り、商店街活動の支援を行います。

次に、2、拡充事業です。（1）利子及び信用保証料補助につきましては、①概要のとおり、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

2つの借換え制度を、②にあります令和8年3月31日まで1年間延長いたします。

(2) 街路灯等電灯料補助につきましては、③のとおり、現行補助率3分の2を10分の10に、補助限度額30万円を60万円に拡大いたします。④対象となる電灯料の期間は、令和6年の1年間といたします。

次に、3、両事業に係る歳入歳出見込額はともに1億8,152万9,000円で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年度補正予算を本定例会に追加提出させていただく予定です。

次のページをご覧ください。4、今後の予定は、来月から事業者、商店街に周知を行い、円滑な事業運営に努めてまいります。

説明は以上です。

続きまして、産業振興担当の3、中小企業振興センター大規模改修についてご報告いたします。

資料4をご覧ください。初めに、1、概要です。中小企業振興センターは、台東区公共施設保全計画第3期実施計画に位置づけられており、令和8年度から2年間、大規模改修工事を実施いたします。

通常の老朽化対策やバリアフリー化に加え、中小企業振興センター及び台東デザイナーズビレッジの配置変更などを併せて実施いたします。

次に、2、主な改修内容です。(1) 老朽化対策及び(2) バリアフリー化については、資料記載の工事を実施するほか、(3) 建物内でのレイアウト変更を行います。①中小企業振興センターでは、個別の相談ブースの増設や大小の会議室の設置を図るため、現在の1階の東側にある体育館棟の範囲から校舎棟を含む建物1階全体へ拡大していきます。これに伴い、②台東デザイナーズビレッジを2、3階に配置するとともに、入居者の区画についても、これまで利用者からいただいた意見などを踏まえ、検討を行いつつ整理していきます。

なお、別紙の3、4ページに現状の図を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

次に、3番、予算額(案)につきましては、設計委託に係る経費といたしまして7,043万5,000円を計上しております。

次のページをご覧ください。4、工事期間中の対応です。(1) 中小企業振興センターは、相談機能や助成金など区内中小企業支援の中核を担っていることから、花川戸一丁目施設に仮移転し、運営を継続してまいります。

なお、(2) 中小企業振興センター駐車場及び(3) 台東デザイナーズビレッジにつきましては、資料の記載のとおり、休止をいたします。

最後に、5、今後の予定につきましては、資料記載のとおり、令和7年度設計を行い、令和8年度及び令和9年度に工事を実施し、令和10年度のリニューアルを目指してまいります。

中小企業振興センター大規模改修についての報告は以上になります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

続きまして、産業振興担当の4、中小企業支援の充実について報告いたします。

資料5をご覧ください。初めに、1、経営相談の充実についてです。助成金などの支援効果を高め、経営力の向上を図るため、区内中小企業に対して専門家による相談支援を実施いたします。

具体的な内容といたしましては、産業振興事業団において、相談窓口に助成金申請に必要な事業計画などのアドバイスを行う企業力活性化相談員を配置してまいります。

(2) 予算額(案)は、中小企業診断士会への委託費用など950万1,000円となります。

次に、2、人材確保助成金の新設についてです。区内中小企業の人材確保を支援するため、人材採用に要する経費の一部を助成いたします。

具体的な内容といたしましては、産業振興事業団において、区内中小企業から申請をいただき、採用周知や就職説明会の出展、また外国人採用などに関する経費を対象に、助成率2分の1、助成限度額20万円を助成してまいります。

(2) 予算額(案)につきましては、助成金の1,000万円を計上しております。

次のページをご覧ください。3、大河ドラマ「べらぼう」活用推進についてです。大河ドラマ「べらぼう」の放映を契機に、稼ぐ力の向上と区内産業の活性化を図るため、江戸の魅力あふれる商品の販売を区内外で展開するとともに、若い世代の発信力に着目した浅草北部エリア周辺にある事業者情報の発信をはじめとする、魅力的な産業のPRを行ってまいります。

具体的な内容といたしましては、区外主要駅や区内の商業施設を会場とした展示販売の場を提供、また大手出版社のファッション誌編集部につながるのがある、若い世代に影響力のあるインフルエンサーを活用し、浅草北部エリア周辺事業者の魅力の掘り起こしやSNSでの情報発信を実施いたします。また、昨年度から続いている江戸にちなんだ商品開発に要する経費の一部助成や商品開発に向けた事業者間交流を実施し、区内中小企業の支援及び区内産業の活性化につなげてまいります。

(2) 予算額(案)につきましては、歳出として、情報発信や展示販売会の実施に係る委託経費のほか、産業振興事業団による助成金支援等に要する経費を合わせ3,645万7,000円となります。

最後に、4、中小企業グループの支援の新設についてです。区内中小企業間のつながりの強化や、新たな気づきやアイデアなど、経営基盤の強化につながる好循環を生み出していくため、区内の複数の中小企業が互いに持つ情報・技術などを生かし交流・発展するために行う中小企業グループ活動に係る経費の一部を助成してまいります。

具体的な内容といたしましては、中小企業グループから申請をいただき、共同学習・共同研究、展示会への共同参加など交流事業等に要する経費を対象に、助成率2分の1、助成限度額30万円を助成してまいります。

(2) 予算額(案)につきましては、歳出として90万円を計上しております。

中小企業支援の充実についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 初めに、物価高騰に伴う区内事業者等への支援拡充について、ご質問がありましたら、どうぞ。

寺田委員。

◆寺田晃 委員 物価高騰の中、電気代も上がっていく中、このように対応して事業していただいて本当に高く評価させていただきます。商店街、地域を回っておりますと、やはり経費ですね、商店街さんですと防犯カメラとか、また、このように街路灯とか、結構やはり維持費が高騰で大変なんだという声を聞かせていただいております。所管の皆さんもやはり現場を回りながら、このように対応していただいたのかなというふうに感じております。

そんな中なんですけれども、この街路灯につきましては、これまでもやっていたではないですか。現状、これまでの状況を教えていただければと思うんですけれど。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 お答えいたします。

資料に記載しております街路灯等電灯料補助につきましては、委員おっしゃりますとおり、これまでも事業として実施をしてきたところになります。

現状、資料に記載の77の商店街が街路灯をお持ちで、申請をいただいているところでございます。中には様々な事情から、街路灯をお持ちであっても台東区のほうに申請されてこない商店街も、少ない数ですが、幾つかございます。そういった状況でございます。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 この補助事業、ほかにもたしかやっていたと思うんですけれども、報告では3月受付開始になっているんですけれども、期限みたいなものはいかがでしょうか。もし決まっていれば教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 期限につきましては、対象となる期間は、資料にも記載させていただいておりますとおり、令和6年1月から12月になります。ここに係った領収書を、もう既に台東区のほうに提出していただいている商店街もございますが、そういったものをもって、補正予算のほうで成立して以後ですね、速やかに商店街のほうに周知または書類上の手続等させていただいて年度内で、できれば書類のほうで全部そろそろような形で手続のほうは円滑に進めていきたいと思っております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 いわゆる3月いっぱいということですね。申込開始が3月で、受付開始が3月で、申請期限も3月、年度内ということですかね。そうではなくて、もうちょっと4月とかでもよろしいんですか。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 申し訳ございません。かかった経費は、先ほど申し上げた12月までのものなんですけれども、書類等、幾つか時間かかるものもございまして想定しております

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ので、令和6年度の決算のほうで対応させていただく予定もありますので、出納閉鎖期間内の中で柔軟に対応していきたいと考えております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 まだ正式には決まっていらないんでしょうけれどね。先ほどご報告で教えていただいたとおり、いつもは該当しない、申請されていないかもしれないんですけども、このように拡充していただいて、しっかり3月入って周知をしていただきながら、商店街の活力の後押しをしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 ほかには、ないね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、中小企業振興センター大規模改修について、ご質問がありましたら、どうぞ。すみません、ちょっと私から、すみません、誰もいなくて。

デザイナーズビレッジについてですけど、この事業、本当に今の蔵前の地域を見たら、大変有意義な効果のあった施策だと私思っています。今回、一旦休止するということなので、やはり今までのしっかり検証していただいて、今後の在り方というのはやはり検討したほうがいいのかなと。先ほどTAITO COMPASSも出てきましたし、今後の台東区の産業としてどうしていくべきなのか、やはり大事な施設であります。一回、やはりここで振り返ってみるということも大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、中小企業支援の充実について、ご質問がありましたら、どうぞ。

寺田委員。

◆寺田晃 委員 こちらも本当にかゆいところに手を届かせていただいて、期待する事業の一つなんですけれども、ちょっと教えていただきたいのが、3番の「べらぼう」活用推進の充実というところで、まず一つ、区内商業施設、また展示販売会を実施という、今想定されている、どういうふうに広げていただけるのかなというの教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 お答えいたします。

こちら資料に記載しております区内商業施設での展示販売会につきましては、今回、上野のエリアに連携する関係機関のほうが所有する施設を活用させていただく予定をしております、ただいま現状、お土産館等で販売しているものだったり、今年度、産業振興課、また産業振興事業団のほうで商品開発支援等させていただいた事業者さんの商品のほうを主に取り扱う予定をしているところになります。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 分かりました。充実していただくということで、昨日も、昨日ね、山谷堀

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

広場で奥浅草のイベントの際にはtentを出していただきながらPRしていただいたんですけども、もし可能ならば、なかなかお土産館とか、また耕書堂行かれない方でも、「べらぼう」商品、もし購入できるようにしていただければ、ふだん目に入らなくても、あっ、こういうのあるんだというのでどんどん広がっていくと思いますし、また、今、千束通りでふるさと交流ショップをやっておりますけれど、そんな感じで商店街の中でもご協力いただければ、サテライトじゃないですけども、「べらぼう」商品置かせていただいたり、そういつていく中で、新たな「べらぼう」商品チャレンジしてみようかなという方も広がってくると思います。そういうふうに広げていただきたいと、これは要望してですね。

次、インフルエンサー活用ということで、こちらも新たなチャレンジで、本当に期待する事業の一つなんですけれども、こちらについては、何ですかね、もう任せてしまうという感じがすかね、専門の方に。それとも、区が対象プロデュースというか、間に入っていて、あわせて、ありがたいんですけれども、北部エリアに特化した要因というんですかね、その辺も含めて教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 お答えいたします。

こちらの取組につきましては、出版社のほうと事業のほうと一緒にやっていく予定をしております。任せきりではなくて、区と一緒に考えていただいて、区と一緒に動いていただく予定をしております。

また、この北部エリア、浅草北部エリアのほうをした要因なんですけれども、大河ドラマ「べらぼう」によりまして、台東区の浅草の北部エリアというところの注目度というところが高まっている中、説明申し上げましたとおり、魅力的な事業者さんだったり、魅力的な商品だったりサービスというものがございます。そういったところに出版社のほうと力を合わせて、取材だったり魅力発信みたいなところをすることによって、さらなる区内産業の振興というところを図ることを一番目的としているところでございます。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 北部エリアの特化した要因というんですかね。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 北部エリアに特化した要因といたしましては、説明重複してしまいますが、大河ドラマ「べらぼう」によって、浅草北部、あそこのエリアの注目度が高まっているところから、そこのエリアでの情報発信をという形になります。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 失礼しました。北部エリアの事業者さん、私が言うのもあれですけども、個性的な事業者さん多くて、間にしっかり入っていただいて、広がっていくようによろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 ほかには。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、都市づくり部の補正予算について、令和7年度予算について及び（仮称）まちづくりに係る総合的な条例（案）骨子について、都市計画課長、報告願います。

都市計画課長。

◎反町英典 都市計画課長 それでは、都市づくり部の1、補正予算について、都市づくり部所管分をご説明いたします。

資料6をご覧ください。歳入です。補正前の額から5億9,294万5,000円を減額し、補正後の額を44億5,545万6,000円といたします。課別の内訳につきましては下の表のとおりでございます。

次に、主な内容です。都市計画課の都市整備基金繰入金につきまして、基金の取崩しを1億8,200万円減額しております。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。地域整備第三課の国庫補助金、密集住宅市街地整備促進につきまして、事業実績見合いにより9,392万9,000円減額しております。

歳入につきましては以上でございます。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。続いて、歳出です。補正前の額から8億9,700万8,000円を減額し、補正後の額を71億5,320万7,000円といたします。課別の内訳は下の表のとおりでございます。

次に、主な内容です。地域整備第一課の東上野四・五丁目地区まちづくり推進につきまして、旧下谷小学校基礎解体工事の契約差金等により4,860万円減額しております。

恐れ入ります、4ページをご覧ください。地域整備第二課の浅草地区まちづくり推進につきまして、浅草地区まちづくりビジョン策定に向けた追加検討により293万7,000円を増額しております。

次に、土木課の街路灯維持につきまして、電気料金単価が想定を下回ったことにより1,100万円減額しております。

恐れ入ります、5ページをご覧ください。続いて、公園課の街路樹及び緑地帯維持管理につきまして、契約差金により1,626万円減額しております。

恐れ入ります、6ページをご覧ください。最後に、繰越明許費及び債務負担行為廃止についてお示ししております。後ほどご確認いただければと存じます。

失礼いたしました。補正予算のほうですね、補正額のほうにつきまして、歳出につきまして、すみません、失礼いたしました、8億7,900万8,000円でございます。失礼いたしました。訂正させていただきます。

続きまして、都市づくり部の2、令和7年度予算について、都市づくり部所管分をご説明いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

資料7をご覧ください。

なお、説明の中で増減額を申し上げますが、いずれも前年度予算額との比較です。

歳入です。総額53億4,883万1,000円で、3億6,771万5,000円の増額です。課別の内訳は下の表のとおりです。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。主な歳入予算です。2つ目の表、地域整備第一課です。分担金の東上野四・五丁目地区、予算額337万6,000円、こちらは土地区画整理事業費に係る東京都分担金によるもので、皆増です。

次に、一番下の表、地域整備第三課です。表の中ほど、国庫補助金の谷中地区まちづくり推進、予算額8,010万円、こちらは谷中五丁目遺贈地埋蔵文化財発掘調査等事業費見込みによるもので、皆増となります。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。建築課です。表の中ほど、国庫補助金の地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費、予算額2億5,834万9,000円、こちらは緊急輸送道路補助対象事業費の見込みによるもので7,319万8,000円の増額です。

恐れ入ります、5ページをご覧ください。1つ目の表、交通対策課です。表の上部、土木使用料のうち観光バス等駐車場、予算額3億5,265万8,000円、こちらは駐車場使用料改定のための事業費増によるもので、2億4,068万5,000円の増額です。

続いて、道路管理課です。表の中ほど、都補助金の地籍調査事業費は、官民境界等先行調査が補助対象外となったことによるもので、911万5,000円の皆減となります。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出でございます。恐れ入ります、7ページをご覧ください。総額92億8,967万6,000円で、14億4,709万3,000円の増額です。課別の内訳は下の表のとおりです。

恐れ入ります、8ページをご覧ください。主な歳出予算です。

都市計画課です。表の下部、駐車場計画策定、予算額1,172万4,000円、これは駐車場計画の策定に伴う公民連携まちづくり推進からの組替えによるもので、皆増となります。

次に、地域整備第一課です。東上野四・五丁目地区まちづくり推進、予算額5億1,675万8,000円、これは旧下谷小学校基礎解体工事等の進捗によるもので、1億2,562万6,000円の増額です。

続いて、地域整備第二課です。表の下、旧東京北部小包集中局跡地活用、予算額3,500万7,000円、これは事業の進捗によるもので、1,571万8,000円の増額です。

恐れ入ります、9ページをご覧ください。地域整備第三課です。表の一番下、谷中地区まちづくり推進、予算額2億3,462万5,000円、これは谷中五丁目遺贈地の設計及びすぺーす小倉屋の大規模改修等の事業見込みによるもので、1億9,823万3,000円の増額です。

恐れ入ります、11ページをご覧ください。交通対策課です。表の下部、総合自転車対策、予算額3億1,388万7,000円で皆増となります。

恐れ入ります、12ページをご覧ください。土木課です。表の中ほど、安全・安心な道づくり、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

予算額 8 億 7,241 万 2,000 円、施工単価増及び債務負担行為の活用に伴う前払い金分によるもので、1 億 709 万 3,000 円の増額です。

恐れ入ります、13 ページをご覧ください。公園課です。表の中ほど、公遊園補修工事、予算額 2 億 6,817 万 8,000 円、岡倉天心記念公園及び根岸二丁目児童遊園の施設更新工事実施によるもので、1 億 952 万 9,000 円の増額です。

恐れ入ります、14 ページをご覧ください。都市づくり部の所管に係る債務負担行為をお示しております。主な債務負担行為です。ページの中ほど、千束保健福祉センター整備に関する経費についてです。令和 8 年度において、交通対策課ほか、資料記載の各所管にて総額 20 億 4,903 万の限度額とする債務負担行為を設定いたします。

簡単ですが、都市づくり部令和 7 年度当初予算の説明は以上でございます。

続いて、都市づくり部の 3、（仮称）まちづくりに係る総合的な条例（案）骨子について説明いたします。資料 8 をご覧ください。

項番 1、趣旨です。近年、複雑化・多様化する行政課題に対応するため、多様な主体によるまちづくりの取組や支援、新たな制度の方向性を示した台東区まちづくり誘導方針を令和 5 年 3 月に策定したところです。これを踏まえ、本区のほか、区民等、事業者の責務を明確化し、公民が連携して実効性のあるまちづくりを進めるための仕組みやルールを示した（仮称）まちづくりに係る総合的な条例の策定について検討を進めております。

項番 2、検討経過・主な意見です。

（1）意見交換会についてです。令和 6 年 3 月定例会で報告したとおり、一般公募の参加者による意見交換会を 3 回、追加開催し、7 月から 12 月にかけて計 7 回実施いたしました。いただきました主なご意見としましては、進めるべきまちづくりの目的を明確にして、様々な人が参加できるような仕組みが必要である。まちづくりを進めるために行政側も縦割りではなく、横連携による円滑な支援が必要である。各活動の情報発信や交流の支援など、ハード面だけでなく、ソフト面の支援も必要である。まちづくり活動には、活動の公共性・公益性が認められる仕組みが必要である。組織の硬直化を防ぐために、新陳代謝が円滑に図られることも必要であるなどのご意見をいただきました。

（2）有識者懇談会についてです。まちづくりや法律に関する学識経験者 3 名及び区事務局による有識者懇談会を今年度 7 回開催いたしました。いただきました主な意見としましては、まちづくりにつながるような様々な活動があるので、区はこれらを支援していく仕組みが必要である。区が認定したまちづくり協議会など、地域主体の団体からのまちづくりに関する提案を区の施策に反映できる仕組みが必要である。民間事業者による大規模な建築行為の内容について、区や地元への早い段階での情報提供は地域に根づいた空間づくりとしても重要であるなどのご意見をいただきました。

恐れ入ります、2 ページをご覧ください。項番 3、（仮称）まちづくりに係る総合的な条例（案）骨子の構成についてです。有識者懇談会、意見交換会等の意見を踏まえ、本条例案の骨

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

子を4ページから15ページに別紙のとおり、作成いたしました。

(1) 本条例の目的及び(2) まちづくりの基本理念についてです。こちらは記載のとおりでございます。令和6年第2回定例会で報告した内容と大きな変化はございません。

(3) 本条例の主な内容についてです。本条例では、①多様な主体によるまちづくりの仕組みと活動の促進についてと②適切な土地利用の実現に関することの大きく2つを掲げています。

①多様な主体によるまちづくりの仕組みと活動の促進につきましては、まちづくり活動の登録や地域の代表としての協議会の認定など、まちづくりのための仕組みやルールを定め、これらの取組を促進するための支援の方向性を示しています。また、これらの活動を見守るための審議会を設置いたします。

②適切な土地利用の実現に関することとしましては、地域特性に応じた土地利用の誘導等を進めるため、大規模な建築に対する計画の事前協議を位置づけました。また、この後ご報告させていただきます台東区住宅マスタープランとも連携し、東京都台東区定住まちづくりに関する基本条例の一部も取り組む予定です。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。ただいまご説明させていただきました内容を含めました本条例案の骨子は全6章で構成をしております。第1章、総則では、本条例の目的、まちづくりの基本理念、区、区民等、事業者の責務を、第2章、公民連携まちづくり活動の促進では、まちづくりの活動に対する区の支援の方向性や体制について定めています。第3章、台東区まちづくり審議会では、まちづくりに関する審査機関としての位置づけについてを、第4章、多様な主体によるまちづくりでは、まちづくり団体の位置づけや認定等の要件、区に提案できるまちづくり計画や自主的なルールの認定制度について定めています。第5章、適切な土地利用の実現では、大規模な建築計画に対する事前協議やその内容の公表等について定め、第6章は雑則となっております。

項番4、予算額(案)及び項番5、今後の予定につきましては、記載のとおりです。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、(仮称)まちづくりに係る総合的な条例(案)骨子について、ご質問がありましたら、どうぞ。

寺田委員。

◆寺田晃 委員 意見交換会、私も1回だけお邪魔させていただきました。熱い議論、本当に感謝させていただきましたけれども、所管の皆さんが汗かいていただいた分、いいものが、いい条例ができるんじゃないかなというふうに期待をしております。

ちょっと気になったのがまちづくり協議会、それぞれ、台東区が今後認定していくようになるんですけども、そんな中で、別紙の8ページですかね、この8ページのところが協議会の認定条件と言ったらあれですけども、その中で要件として、公共性、公益性を踏まえてと、この部分がやはりまちづくり協議会、単独、協議会よがりのものではなくて、地域の声をしっかり拾っていただいて進めていただきたいなというところがあるんですけども、公共性とか

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

公益性については条例の中ではどのように踏み込んでいくと言っちゃあれですけども、求めていくというか、今、お披露いただける範囲でちょっと教えていただければと思うんですけど。

○委員長 都市計画課長。

◎反町英典 都市計画課長 お答えさせていただきます。

認定まちづくり協議会につきましては、地域の代表としての位置づけをさせていただこうと思っているところでございます。この中では、やはり代表制ということ、また認定まちづくり協議会が設定された際には、その地域のまちづくり計画ですとかまちづくりルールのほうの策定もできるというような位置づけを今回策定しようと思っているところでございます。それにつきましては、やはり地区内での合意形成が必要であるというふうに考えておりますので、協議会として、広く住民の方も意見を聴取するような仕組みができるよう、アドバイスをしたいと思っております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 協議会さんが区のお墨つきというんですかね、認定いただきながら活動していく、本当に将来的には期待しているものですので、しっかりよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 ほかに。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、(仮称)台東区駐車場計画の策定について、台東区景観計画改定について及び鶯谷駅周辺まちづくり検討について、都市計画課長、報告願います。

◎反町英典 都市計画課長 それでは、都市づくり部の4、(仮称)台東区駐車場計画の策定についてご説明いたします。資料9をご覧ください。

項番1、趣旨です。近年、本区の各地域において、歩行者中心のまちの形成に向けて、様々な取組や検討を進めているところですが、市街地の更新による建物の建て替えなどにより、附置義務の駐車場が整備され、まちの重要な通りや商店街等における町並み、にぎわいの連続性が分断されることが懸念されております。そこで、今年度は駐車場整備地区を中心に、駐車場の利用状況について実態調査を行い、駐車場整備に関する基本的な考え方を示す計画の検討に着手しております。

項番2、令和6年度駐車場に関する実態調査の結果概要等です。

(1)本調査の対象についてです。今回は①の時間貸し駐車場や月ぎめ駐車場などの乗用車の路外駐車場、②の路上駐車を対象に調査をいたしました。調査の対象範囲につきましては、下の図の赤い枠内でございます。

①のア) 駐車場施設調査では、対象範囲内の全ての駐車場を対象に駐車場整備台数の把握調

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

査を行いました。イ) 駐車場利用調査では、路外各駐車場がどのくらい利用されているか、また、どのような目的で利用されているかの把握調査を行いました。

なお、駐車場利用調査のうち、時間貸し駐車場につきましては、収容台数5台以上を抽出して調査を行っております。

②乗用車の路上駐車調査では、幅員5メートル以上の道路を対象に駐車台数と利用実態について調査を行いました。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。上の図は駐車場利用調査の対象範囲です。調査では、地域ごとの特性を調べるため、4つのエリアに分けて集計を行いました。また、図中のプロットは調査により実際にある時間貸し駐車場等を示しております。

下の図は、路上駐車調査の対象路線についてでございます。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。(2) 駐車場施設調査の結果です。表は駐車場の整備台数を示しております。駐車範囲において、時間貸し駐車場は5,529台、月ぎめ駐車場は1,079台、専用車庫等は3,250台が整備されております。

(3) 駐車場利用調査の結果の利用実態調査結果です。

①乗用車の時間貸し駐車場の利用実態です。平日、休日の9時から21時で調査員による目視調査を行いました。3ページ及び4ページにて、利用実態をグラフに示しておりますが、平日及び休日ともに、駐車利用のピーク時間帯での利用台数が6割強と、整備台数を上回っていないことが分かりました。

恐れ入ります、4ページをご覧ください。②乗用車の月ぎめ駐車場、専用車庫の利用実態です。こちらは施設管理者などに契約状況等についてアンケートによる調査を行いました。各地域における月ぎめ駐車場につきましては、集計結果より、駐車利用台数が整備台数を上回っていないことが分かりました。

恐れ入ります、5ページをご覧ください。こちらは各地区における専用車庫の集計結果です。こちら各地区とも、駐車利用台数が整備台数を上回っていないことが分かりました。

(4) 駐車場利用調査の結果の目的地調査結果です。こちらは時間貸し駐車場の利用目的につきまして、駐車場利用者にヒアリング調査を行いました。結果としましては、中部地区や南部地区の平日では事務所などの業務利用で利用されている割合が多いことが、上野地区、浅草地区では物販や飲食店、文化施設への目的で駐車場利用されている割合が比較的多いことが分かりました。

恐れ入ります、7ページをご覧ください。(5) 路上駐車調査です。こちら各平日、休日の9時から21時で調査員による目視調査を行いました。利用実態をグラフに示しておりますが、ピークの時間帯は平日、休日ともに13時前後となっております。グラフの濃いオレンジは路上荷さばき車の駐車台数を示しておりますが、路上荷さばき車は路上駐車全体と比較して、割合が小さいことが分かりました。

恐れ入ります、8ページをご覧ください。運転者も乗っていない、荷さばきもしていない路

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

上駐車地区ごとの分布です。各地域で満遍なく発生していることが分かります。

恐れ入ります、9ページをご覧ください。こちらは路上荷さばき車の路上駐車地区ごとの分布です。観光地の一部や幹線道路沿いに多く発生していることが分かります。

恐れ入ります、10ページをご覧ください。（6）乗用車の駐車場利用調査及び路上駐車調査のまとめです。こちらは乗用車の時間貸し駐車場と月ぎめ駐車場の利用台数に路上駐車台数を加えたものと時間貸し駐車場と月ぎめ駐車場の整備台数を比較したものです。グラフより、整備台数が利用台数を上回っており、路上駐車が発生している原因が路外駐車場の整備不足ではないことが分かります。

恐れ入ります、11ページをご覧ください。項番3、検討委員会発足についてです。今年度実施した調査を踏まえ、駐車場計画の検討を行うため、学識経験者や東京都及び区内各警察署等の関係行政機関で構成する検討委員会を発足いたします。

項番4、令和7年度取組です。駐車場計画検討委員会を令和7年度も引き続き開催し、駐車場計画の策定を行ってまいります。またあわせて、東京都駐車場条例による一律の附置義務基準ではなく、地域特性に応じた基準の設定を可能とする東京都駐車場条例に基づく地域ルール適用の可能性や駐車場及びその出入口の配置等の基準設定を可能とする区独自の制度についても検討してまいります。

項番5、予算額（案）及び項番6、今後の予定は記載のとおりです。

ご説明は以上でございます。

続きまして、都市づくり部の5、台東区景観計画の改定についてご説明いたします。資料10をご覧ください。

項番1、背景・目的です。本区では、平成23年12月に台東区景観計画を策定し、都市の良好な景観形成に向けて、規制誘導に係る取組を行っているところです。しかしながら、策定以降に本区における景観を取り巻く環境が変化しており、よりよい景観まちづくりの実現のために、景観計画の改定を行います。

項番2、基礎調査結果概要についてです。

（1）区の景観行政を取り巻く社会状況の変化についてです。

①上位計画・関連計画の整理としましては、東京の景観計画改定による夜間景観に関する記述の追加や、区内各地区のまちづくりの進展による地区計画や景観形成ガイドライン等の策定がありました。

②景観を取り巻く状況の変化についてです。大きな変化としましては、国立西洋美術館の世界遺産登録がございました。そのほか、ウォークブル推進都市への登録や国が推進しているデジタルサイネージによる屋外広告物の増加がございました。

恐れ入ります、2ページ及び3ページをご覧ください。（2）これまでの取組の検証についてです。区では建築物や工作物の新築等の場合や屋外広告物の設置等を行う場合、景観の事前協議を行っております。協議においては、専門家による景観アドバイザー制度を活用し、案件

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ごとに内容確認を行い、助言、指導を行っております。この景観事前協議について、過去10年の実証検証を行いました。

①建築物の景観事前協議についてです。建築物における助言、指導項目の内容としては、緑や色彩、外構に関するものが多く、具体的なアドバイスをしていることが多い状況でした。

②屋外広告物の景観事前協議についてです。屋外広告物の助言、指導項目としては、色彩に関する内容が多い状況です。

恐れ入ります、4ページをご覧ください。③景観重要建造物・樹木についてです。建造物については、歴史的建造物の保存活用に関する専門知識を持った建築士による目視調査を行いました。その結果、指定しております13件全てにおいて、良好な状況であることが確認できました。樹木につきましては、樹木医による目視調査を行いました。こちらはおおむね良好でございましたが、詳細調査が必要と思われる樹木も見受けられました。

(3) 区民意向についてです。区民の方が区の景観についてどのように感じているかを把握するために、アンケート調査を実施いたしました。

恐れ入ります、5ページをご覧ください。調査結果についてです。

①台東区の景観についてです。景観への関心度です。アンケートに参加して下さった約97%の方が、景観に関心があると回答されております。

次に、各地区の景観に対する評価についてです。区内の各地区の景観の評価については、上野恩賜公園や浅草寺周辺の景観がよいという傾向がございました。

恐れ入ります、6ページをご覧ください。屋外広告物についてです。屋外広告物の規制や誘導に関する取組の認知度です。区が実施している景観事前協議をはじめとした屋外広告物の規制や誘導について、73%の方が知らないという回答でございました。

次に、各地区における望ましい屋外広告物についてです。河川沿いや浅草寺周辺においては、広告物がないほうがよいというご意見が一番多く、全ての地域において、周辺になじむデザインや色彩の広告物や統一感のある広告物がいいというご意見をいただいたところでございます。

続きまして、デジタルサイネージに対する評価でございます。こちらは近年増加傾向にありますが、約半数以上の方が肯定的な評価をしていることが分かりました。

恐れ入ります、7ページをご覧ください。項番3、改定に向けた課題についてです。今年度の調査結果より、課題を3つに分類いたしました。

(1) 各地区のまちづくりの進展状況や新たな景観要素に合わせた対応です。各地区のまちづくりの進展状況に反映や、新たな景観要素であるデジタルサイネージや夜間景観に関する内容を明記する必要があると考えております。

(2) より分かりやすい景観形成の基準への対応です。景観形成基準の記載を景観事前協議の助言、指導内容と比較すると、現状の景観形成基準の記載では伝わりにくい部分があり、見直す必要があると考えております。また、屋外広告物については、現在の景観計画には記載が少ないため、周辺環境を踏まえた規制や誘導を行うために、記載を明記するが必要だと考えて

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

おります。

(3) 景観まちづくりの維持・向上のための対応です。アンケート調査において、屋外広告物に関する規制等の認知度が低かったことを含め、景観まちづくりに対する周知・啓発の強化を行う必要があると考えております。また、景観重要建造物・樹木に関しましては、今後も維持していただくための支援を検討していく必要があると考えております。

項番4、令和7年度取組についてです。今年度の調査結果を踏まえ、景観計画の改定に向けて検討を進めてまいります。

項番5、予算額(案)及び項番6、今後の予定については記載のとおりです。

ご説明は以上でございます。

続きまして、都市づくり部の6、鶯谷駅周辺まちづくり検討についてご説明いたします。資料11をご覧ください。失礼いたしました。

項番1、事業目的です。鶯谷駅周辺地域は、台東区都市計画マスタープランにおいてまちづくり推進重点地区に位置づけられ、防災性の向上やにぎわいの創出などの課題が示されております。本事業では、鶯谷駅周辺まちづくりの機運醸成を図り、魅力あるまちづくりを進めるため、検討を行っております。

項番2、令和6年度取組についてです。

(1) 鶯谷駅周辺まちづくりワークショップの実施についてです。例年実施しておりますまちづくりカレッジと合同事業としまして、まちづくり活動に取り組む人材の育成を図るとともに、鶯谷駅周辺まちづくりのさらなる機運醸成を図るため、ワークショップを実施いたしました。今年度は鶯谷駅周辺のまち歩きツアーの企画作成を行い、本事業の成果物として、(仮称)鶯谷まち歩きルートマップを作成しております。3月下旬に完成予定で、地域の区有施設や商店街等で配布を行う予定でございます。

鶯谷駅周辺の基盤整備検討についてです。こちらは関係機関とともに、鶯谷駅周辺における基盤整備の可能性について検討を行ってまいります。

項番3、令和7年度取組についてです。

(1) 鶯谷公園を活用した社会実験です。これまで実施してきました鶯谷駅周辺まちづくりワークショップ等でご意見をいただいていたアーバンファーマーミングについて、鶯谷公園を活用し、区民が参加できる社会実験を実施いたします。公園内に大きなプランターを設置し、季節の野菜等を育て、収穫時にはイベントを開催するなど、地域住民が交流を図れる機会を創出し、まちづくりへの機運醸成へとつなげてまいります。

(2) 鶯谷駅周辺の基盤整備検討についてです。今年度に引き続き、関係機関とともに、駅の機能や利用者の利便性向上など、駅とまちを一体とした基盤整備について具体的な検討を進めてまいります。

項番4、予算額(案)及び項番5、今後の予定については記載のとおりです。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 初めに、（仮称）台東区駐車場計画の策定について、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、台東区景観計画改定について、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、鶯谷駅周辺まちづくり検討について、ご質問がありましたら、どうぞ。

寺田委員。

◆寺田晃 委員 発表資料を見させていただきました。区内の人はもちろん、区外の方も参加していただきまして、しっかり地域資源を学んでいただきながら、発表を見させていただきましたが、どのコースも行ってみたいなというふうに、これがやはりまちづくりの基本の一つのツールというか、方法なのかなというふうに感じさせていただきました。

ルートマップを作成というふうになって、これも楽しみなんですけれども、希望、要望を言わせていただきましたら、単なるマップ、もちろん所管の皆さん、そうは思っていらっしゃらないと思うんですけれども、地域資源しっかり勉強していただいたものを加味しながら、本当どのコースもわくわくする、参加された方が勉強して、このこういうコースがありますって聞かせていただきながら、そういったものを含めた冊子を作られてもいいんじゃないかなって、作る工程も含めて、そういったものが形になれば、ほかの地域の方も、ああ、こういうまちづくりというんですかね、うちの地域も作ってみたいとか、いろいろな形で広がっていくんじゃないかなというふうに思いました。本当に期待しておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 ほかに。

（発言する者なし）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、まちづくりDXの推進について、都市づくり部副参事、報告願います。

都市づくり部副参事。

◎ 都市づくり部副参事 それでは、都市づくり部の7、まちづくりDXの推進についてご報告いたします。資料12をご覧ください。

初めに、項番1、令和6年度の業務進捗についてご報告いたします。

（1）3D都市モデルの整備についてです。現在、デジタル上の仮想空間に現実の都市空間を再現する、いわゆるデジタルツインの基盤といたしまして、区内全域の3D都市モデルの整

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

備を進めています。中央の図のとおり、現在、おおむねの整備を完了しており、年度内にオープンデータとして公開予定です。

(2) 3D都市モデルの活用についてです。

①今年度は主にまちづくりの分野から3D都市モデルの活用を始めています。具体的には、人中心のまちづくりに向けた道路空間の再編や町並み保全、修景のシミュレーションなどを実施しています。また、区の職員自らが3D都市モデルを活用し、様々なシミュレーションや可視化などができるよう、職員向けの技術研修会を複数回実施しています。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。②住民参加等の促進に向けた取組です。都市の現状や将来イメージについて、分かりやすく表現できる3D都市モデルの特性を生かし、住民参加等に向けた取組を進めています。この一環といたしまして、左の写真のように3D都市モデルデータから区内全域の3Dプリント模型を製作し、これに都市計画、ハザード情報などを投影できるツールをつくっております。また、右の写真のように、手元の模型とデジタル空間を連動させ、まちの将来像を議論する地域主体のワークショップなども始めております。今後も各地区のまちづくり協議会などで活用し、多様な主体のまちづくりへの参加や創造的な意見の誘発、円滑な合意形成などにつなげてまいります。

次に、項番2、令和7年度の主な取組についてご報告いたします。

(1) 3D都市モデルの追加整備についてです。令和6年度に整備いたしました地上部の3D都市モデルに引き続き、上野地区及び浅草地区における地下空間の3D都市モデルを整備いたします。これにより、デッキレベル、地上、地下の多層における人流、空間整備等のシミュレーションが実施できる環境を整えます。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。(2) 観光拠点における帰宅困難者の避難シミュレーションについてです。先ほどご報告いたしましたとおり、令和6年度は主にまちづくりの分野において3D都市モデルの活用を進めておりますが、令和7年度は分野を広げ、防災分野での活用を進めます。具体的には、上野地区及び浅草地区において、地上部、地下空間の3D都市モデルや人流データ等を活用した帰宅困難者の避難シミュレーションを実施し、災害時における混雑、渋滞が予想される箇所の可視化や対策案の検証を行います。また、本事業は危機・災害対策課で実施予定の台東区帰宅困難者対策推進業務とも連携し、帰宅困難者誘導方針策定などに向けた地域関係者との図上訓練、議論などの基礎材料としていきます。

(3) その他。引き続き、様々な分野において、デジタル技術の活用や多様なデータの蓄積、連携等を進め、効果的な施策の実施やスマートシティの実現を図ってまいります。

項番3、予算額(案)は記載のとおりです。

なお、本事業は国庫補助対象となっており、歳入といたしまして、補助率上限である2分の1を計上しております。

項番4、今後の予定は記載のとおりです。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 この3D都市モデルはちょうど1年前の1定の子に出来たもので、そのときも3点ぐらい一応質問させていただいて、すごく期待しているんですけど、区丸々、全域にまで3D化しているのは、多分23区では台東区が初というふうなことで、これすごい事業だなと思っております。2点お伺いします。

まず、一番最初のところで、国交省のホームページのオープンデータとして公開する予定というふうになっておりますが、こちら、今、説明にあったように、建物の詳細や人流データを活用することによって、アップデートを図ることができると認識しております。

そこで、その都度アップデートしていく本区独自の3Dモデルというものと、ホームページから誰でも見えるオープンデータというものは、本区がアップデートするたびにそちらも更新されるのか、これよりのデータは見せれないというような規制をかける、そういうことができるんでしょうか。

○委員長 都市づくり部副参事。

◎ 都市づくり部副参事 今年度、3D都市モデルの基盤というか、モデルそのものは整備をいたしまして、一旦、これにそれぞれの建物についての、既にもういろいろな公開されている情報ですけれども、建物の属性であったりだとか、高さだとか、用途だとか、そういったものを全ての建物に入力をして、一旦、オープンデータとして公開いたします。次年度以降も、例えば地下空間のモデルを整備いたしましたら、その部分についてアップデートして公開をいたします。

今後、様々なシミュレーションしていきたいと思っておりますが、このシミュレーションについては、弓矢委員がご懸念いただきましたように、今後、モデルだけじゃなくて、それにまちのいろいろな情報、人流であったり交通量であったり、そういったものも組み合わせながら、分析とかシミュレーションしていきたいと思っております。

この活用するデータにつきましては、基本的に公共データであればオープンデータとしていきたいと考えておりますが、一部、例えば国のオープンデータの基本方針におきましても、公共データというのは国民共有の財産であるというふうに認識されておまして、特に最近では国民の参加、官民協働の推進を通じた課題の解決、経済の活性化、こういったことを目的に、行政が保有するデータというのは全てオープンデータにするということが原則とされております。

ただし、ちょっと心配されるところだと思うんですけども、個人情報が含まれるものとか、それが法人や個人の権利、利益を害するおそれがあるようなもの、そういったものについてはこの限りではないというふうに定められておまして、区といたしましても、公開することが適切でないデータには留意が必要だというふうに認識しております。

したがって、こういった国の指針なども踏まえまして、今後もそれぞれのデータの内容

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

とか性質をしっかりと見極めながら、安全安心にオープンデータ化に向けて運用を進めていきたいと考えております。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 丁寧にありがとうございます。本当に大変便利なので、便利であればあるほど、悪用されるときリスクもすごく心配だなんて思っておりますので、今のご答弁にあったように、細心の注意を払って活用していただきたいなと思います。

もう1点なんですが、その上でになりますが、こちらの3D都市モデルは民間企業などでもこれから活用していくところは増えてくるのではないかと予想しております。

そこでなんですが、本区として、本区が、今申し上げた、人流とかいろいろなものでアップデートでしていると思うんですが、それとは全然別のところで台東区をアップデート、カスタマイズしているような企業があった場合、お互いにウィン・ウィンであるならば、業務提携というか、そういう形でアップデートしていくというようなことであったり、そのようなことは可能なのかということと、台東区としてもそういう企業が増えたほうがいいなとなった場合に、例えば補助金を出してそのようなことをどんどん調べていってもらうようにしていくこと、可能というか、検討しているのかなどについてちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長 都市づくり部副参事。

◎ 都市づくり部副参事 今年度、この3D都市モデルについては、オープンデータ化をすることによって、区民だとか、委員からご指摘いただいた民間事業者などによる利活用ですね、期待しておりますし、区としましても、区の事業と連携、共創などができるものがあれば、行っていくことも相乗効果を高めていくためには重要であると認識しています。そのやり方については、ちょっと今後勉強していきたいと思っておりますが、やはり地域や暮らしの課題解決に向けたアイデアソンを行ってみるだとか、優良なアイデアについては、実現を後押しするような補助だったり、あるいは区と一緒に伴走するような仕組みだったりとか、いろいろあると思いますので、ちょっと今後、必要性だとか方法については勉強してまいりたいと思います。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 本当に今おっしゃるように、これから始まる事業でありますので、私もあまり先を急いでもいけないなとは思ったんですけど、本当にすごく期待しております。都市づくりとしてだけでなく、災害対策とか、また、それ以外にも多分データが集まれば集まるほど、いろいろなものに応用したり、すごい別の角度から新たな発見とかもできるものだと思うので、大変期待しておりますので、今後も楽しみにしております。以上です。

○委員長 ほかに。

石塚委員。

◆石塚猛 委員 私、このあれについていけないんだけど、ちょっと、私の能力では全然ついていけないんですけども、ただ、今、課長が説明してくれたように、まだ、勉強中です

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

と、私たちも。ここが非常に大事だと思うんでね。こんなに、何ていうんですかね、机の上で台東区全体、例えばデータやなどを集めたりして、いざというときの対応で、これは中身充実していくように、防災観点でね、関連しているみたいなもんなんだけれど、あなたの、防災とか、都市づくりとか、まちづくりに関しての、何となくいい意見が出てくるような勉強をこれからされていくんだなと思っているね。幸い、我が台東区には国土交通省から最高の技監がおいでいただいているし、何かのとき、私もね、技監の机の前で一回ね、10分ぐらい話を聞いたんだけど、正直言って、うんうんって言っているけれど、全然分かんなかったんだけど、技監は大きなテレビの前で、私の頭の程度を試したのかも分かんないけれど、瞬時に台東区の全体の話やなどを説明してくれましたよ。だから、やはりこれ、非常に大事だし、あの方、いつまでいけませんからね、あの机に。だから、できるだけ若い人たちは、弓矢さんとか若い人たちはね、何ていうの、今のうちにいろいろな勉強させてもらったらいいよ。私らはね、正直言うとな、ついていけないんだよ。とてもじゃないけれど、これを見てね、ああ、いいいいなと思うだけだよ。だから、関連質問みたいな形で質問しましたがけれども、これからの時代はこうなっていくんでしょうね。課長、そう思いますよね。

○委員長 都市づくり部副参事。

◎ 都市づくり部副参事 はい、全くその認識のとおりでして、やはり都市を引いて俯瞰したりとか、寄って細かいシミュレーションができるとか、あるいはまちづくりだけではなくて、防災、観光、環境、いろいろな領域で活用していけるものだと思っておりますので、一部の人だけではなくて、職員が広く活用できるようによく勉強してまいりたいと思います。

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 まさに補足なんだけれど、担当課だけじゃなくて、あらゆる課の横の連絡をこれからも密にして、よりいいものをつくり上げて、あるいは対応していただければと思います。以上です。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 要望だけ。私も副参事から見させていただきました、こんな感じですよというふうに。本当に感動というんですかね、いろいろなことが発想につながっていく。こういったものをやはりいろいろなところで、石塚委員もおっしゃったように、広く活用していただきたいなっていました。なので、防災のイベントとか、また環境フェスとか、また避難所運営の防災訓練とか、可能であれば、どんどん区民の皆さんに見ていただければなと思うんですけれども、あわせて、まちづくり協議会の皆様にも見ていただきながら、どんどん活用していただければと思いましたので、要望だけさせていただきます。以上です。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 先日はレクチャーありがとうございました。先ほどまちづくりの視点で、様々な視点がやはり我々も学ばなければいけないということで、技監、ぜひ今度、ご指導のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 田中副委員長。

◆田中宏篤 副委員長 こちら、先ほどもいろいろな意見出て、技監に対する注目もすごく高くなっておりますけれども、以前、予算委員会等々で、どなたかがぜひこういったことの講習会を開いてくれという話があったと思うんですけれども、ちょっと、まずお伺いしたいのが、職員向けの内容というのは、どういう感じだったでしょうか。

○委員長 都市づくり部副参事。

◎ 都市づくり部副参事 職員向けの技術研修会につきましては、2月に2度、まず開催しております。こちらは、資料の2ページの左上にあった都市模型、こちらを、これもコンサルに発注して作るというよりも、職員自ら作れるような能力を養いたいということで、データからこの模型のデータに変換して作っていくような研修、さらに、それにいろいろな都市情報を投影して可視化するという研修を2回にわたって実施しておりまして、それぞれ20名ずつくらい、職員が参加しております。これも都市づくり部の職員はもちろんですけれども、道路管理課であったりだとか、情報政策課であったりだとか、建築課であったりだとか、都市づくり部ですね、多様な部から参加してもらっています。3月にはもう一度予定しておりまして、実際にこの3Dモデルのシミュレーションのシステム、これを活用してみんなで触れるようにやろうと、いろいろなものをハイレベルで見れるようになったりだとか、建物を置いたらどうなるかとか、そういったシミュレーションができるようなことをやりたいと思っております。

○委員長 田中副委員長。

◆田中宏篤 副委員長 ありがとうございます。これってオープンデータ化ということは一般の方も何かいじろうと思えばいろいろ活用していじれるという認識でいいんですよね。

○委員長 都市づくり部副参事。

◎ 都市づくり部副参事 モデルにつきましては、年度末にオープンデータ化いたしますので、国交省のホームページに行けば、そのホームページ上でいろいろなものが見たりとか、くるくる回したりできます。ただ、道路を再編するとか、まちを少し景観をいじるとか、そこまでのシミュレーションにつきましては、一旦、まだ公開は予定しておりませんで、まずはデータを見てもらうというデータの公開から考えております。

○委員長 田中副委員長。

◆田中宏篤 副委員長 分かりました。ありがとうございます。非常に有意義な取組というのは、これ、当初、話が出ていたときから認識しておりまして、ただ、ここまである程度完成形というか、見えてきている中で、我々議員、区民代表である以上、こういったところというのは認識深める必要があるのかなというふうに思っていますので、まだ具体的な話はあれですけれども、どっかのタイミングで勉強会とかいうのはちょっと何か提案したいなとは思っておりますので、その際にはぜひご協力をお願いいたします。以上です。

○委員長 ちょっとすみません、私から1点。帰宅困難者対策のシミュレーションについて、これ想定人数というのはどこか何か決めてあるんですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

都市づくり部副参事。

◎ 都市づくり部副参事 人数の設定につきましては、具体的にはまだ設定しておりませんで、これからですね、まずはまちの中の人流情報を一旦整理したいと思っております。実地で調査をしたりだとか、人流データをちょっと取得しまして、平日、休日、どれくらいの人がある場所にどれくらいいるかというのをまず整理をした上で、避難、シミュレーションの人流を設定したいと思っております。ただ、シミュレーション上は10万人単位でできることを想定して考えております。

○委員長 分かりました。そうですね、いつに設定するか、やはり物日と普通じゃ全然違って、やはり災害というのはいつあるか、物日避けてくれるわけではありませんので、やはり最大値というのはやはり一つ考えておいたほうがいいかなと思うので、よろしくお願いいたします。

ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 昼食時となりましたので、ここで休憩いたしたいと思います。午後は1時5分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 0時03分休憩

午後 1時04分再開

○委員長 ただいまから産業建設委員会を再開いたします。

○委員長 次に、上野地区まちづくり推進について、地域整備第一課長、報告願います。

地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 それでは、上野地区まちづくり推進について説明いたします。資料13をご覧ください。

初めに、項番1、背景・目的ですが、本事業は、ビジョンに掲げる将来像実現に向け、歩行者の回遊性向上に向けた取組や検討を進めることにより、上野地区の魅力や価値のさらなる向上を図ることを目的としております。

次に、項番2、令和6年度の主な取組です。

(1) エリアマネジメント体制の構築に向けた検討につきましては、今年度、地域主体のまちづくり活動を支援するための仕組みや体制について、検討に着手いたしました。また、その内容について、ビジョン推進会議のまちづくり推進部会において議論を行い、それらを踏まえ、現在、地域のまちづくりの担い手と意見交換を開始したところでございます。

(2) まちづくり誘導方策の検討につきましては、国立西洋美術館の周辺環境の保全と都市更新の両立を図り、世界遺産のあるまちにふさわしい景観を形成するため、上野地区景観形成ガイドラインの検討を行ってまいりました。引き続き、景観審議会や都市計画審議会等の意見を踏まえながら、策定に向けた検討を進めてまいります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(3) ウォーカブル推進の取組につきましては、回遊性向上や歩行者優先の都市空間の創出に向け、昨年第3回定例会で実施結果を報告いたしました上野公園北部エリアにおけるまちづくりイベントのほか、中央通りにおけるヒロバ化社会実験、パンダ橋利活用社会実験に取り組んでまいりました。

恐れ入ります、3ページの別紙1をご覧ください。こちらは主催の上野まちづくり協議会と共に実施したヒロバ化社会実験の結果でございますが、写真のとおり、上野駅前の車道を歩行者に開放し、地元商店街によるマーケットの開催や音楽演奏を行うなど、歩いて楽しい町なか空間を創出いたしました。

4ページをご覧ください。車両交通量につきましては、いずれの地点とも、自動車交通に大きな影響はございませんでした。また、マルイ前の横断歩道の歩行者通行量が増えるなど、車両通行止め区間に多くの歩行者が見られました。

続きまして、5ページの別紙2をご覧ください。こちらは主催のJR東日本と共に実施したパンダ橋における社会実験の結果でございますが、写真のとおり、地元の飲食店の出店や区内の高校ダンス部によるパフォーマンスなど、地域と連携して居心地のよい空間を創出いたしました。平常時と比較して実験時の通行量は増えたほか、アンケート調査により、パンダ橋の活用ニーズを確認いたしました。

恐れ入ります、2ページにお戻りください。次に、項番3、令和7年度の主な取組です。これまでの取組を踏まえ、風格やにぎわいのある新たな都市空間の創出や高度な都市機能の導入、杜とまちの回遊性向上を目指し、令和7年度は以下の取組を予定しております。

(1) まちづくり誘導方策の検討につきましては、今後策定予定の景観形成ガイドラインを踏まえ、ビジョンに掲げる将来像実現に向け、国立西洋美術館の周辺環境の保全と都市更新の両立を図りながら、まちづくりを適切に誘導していけるよう、杜とまちの相乗効果を生み出す都市機能の導入や土地利用の増進に向けたまちづくり誘導方策について検討してまいります。

(2) ウォーカブル推進の取組につきましては、中央通りやパンダ橋における社会実験をはじめとした公民連携による公共空間利活用などの取組を実施し、それらを踏まえ、道路空間等の活用可能性の検討や利活用、整備の方向性整理を行ってまいります。また、パブリックスペース等の利活用など、地域主体のまちづくり活動を推進するための仕組みや体制について、引き続き地域の関係者と意見交換を重ねながら検討してまいります。

(3) 上野公園北部エリアにおける道路修景設計につきましては、本エリア内外の回遊性向上に向け、歩行者ネットワークの充実を図るため、東京国立博物館に沿って、鶯谷駅と上野公園を結ぶ区道62号線の修景整備に向けた詳細設計を行ってまいります。

最後に、項番4、予算額(案)につきましては、まちづくりの適切な誘導に向けた制度やルール、方向性等の検討のほか、ウォーカブルなまちづくりの推進に向けた道路空間等を活用した社会実験や方向性等の検討、地域のまちづくり活動を支援する仕組み等の検討や道路詳細設計などに要する経費として1億8,496万4,000円を計上しております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

中村委員。

◆中村謙治郎 委員 私からは、まず、ヒロバ化実験について伺います。

昨年この10月27日日曜日が2回目になりましたね。まず1回目が令和5年のこの時期に、京成上野駅の前で社会実験を同じくやりました。ちょっと天気が悪かったというの也有りますが、令和5年度、1回目のヒロバ化実験と今回のヒロバ化実験、ちょっと評価を課長に一回していただきたいなというふうに思います。

具体的には、人の流れもそうですし、山とまちの回遊性というところがどのような形になったのかということですね、人の流れも含めてちょっと話を聞かせていただきたいなと思います。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 答えをいたします。

このヒロバ化社会実験につきましては、今、委員のおっしゃったとおり、上野まちづくり協議会と協議を重ねながら企画、準備をしまいいりまして、当日は地元の多くの皆様のご協力の下、滞りなく実施することができました。昨年度、先ほどございましたとおり、悪天候等により、通行止めを行った車道上の歩行者、多くありませんでしたけれども、今回は非常に多くの歩行者がヒロバ化された車道上でくつろいだり、それから、楽しそうに交流していたりと、夜間まで思い思いに過ごしている様子が見られまして、上野駅前ににぎわいのある居心地のよい空間を創出することができたと認識をしております。

また、協議会の皆様をはじめ、地域や来街者の皆様からも中央通りの活用可能性を感じることができたと評価いただいております、地域の機運醸成ですとか回遊性向上に向けた検討につながったものと認識をしております。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 ありがとうございます。課長も当日ずっと現場にいてくださって、私も警備をしたりもしていたんですけど、1日ずっと、最後の本当に雨が降るときまでいましたけれど、もちろんにぎわいはすごい創出できていたなというふうに思います。

今回、このヒロバ化実験をやったときに、パンダ橋の社会実験のほうにもお邪魔しましたけれども、このパンダ橋でやっていたり、またほかには、上野観光連盟が不忍池の水上音楽堂をメイン会場としたPeace of Lightを開催していたり、また、商店会が上野公園の袴腰の広場のところでシタマチ、ハロウィンを開催していたり、また一方で、その不忍池の横でブックカフェでしたっけ、仲町商店会さんが地元の町会の皆さんと共同で開催をしていたということもあって、結構上野かいわいがいろいろなスポットはあって、それぞれでにぎわいできていたなというふうに思っていて、今回このヒロバ化実験をする上で、それだけ周辺で様々なイベントが開催されていると、何ていうんでしょうね、ヒロバ化実験としての効果とい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

うの、なかなか検証しづらいんじゃないかなと。ヒロバ化実験をしたことで、この上野の駅前に集まってきたのか、それとも、ハロウィンが目的で来て、たまたまこのヒロバ化実験をしているところに人が流れてきたのかとか、そういうところをちょっと注意しながら見ていたんですね。そうすると、やはり山からまちに人を下ろしたいという思いがまちづくり協議会の皆さんもあるんですけども、人の流れを見ていたら、今回ヒロバ化実験をやっていた、この上野の駅前で人が30分とか1時間ぐらい、平均時間で多分いるんでしょうけれども、その人たちがどこに行くのかなというふうに見ていると、あまりやはりまちの中に行かないんですね。また、山に戻ってしまう、または不忍池のほうに行ってしまう、または上野公園口のほうに上っていかってしまうとかいうふうに、ちょっと人の流れがどちらかというと駅前から御徒町駅方面の松坂屋方面に行く人が少なかったんじゃないかなという印象があります。それが理由の一つとして、やはり山周辺でイベントが盛んだったというのが要因としてあるんじゃないかなというふうに思っていて、もし今年の秋にまたこのヒロバ化実験を、3か年計画、3年目で、また中央通りを止めてやるのであれば、その辺を今後どういうふうにしていくのか、ヒロバ化実験をするときは、その週というか、開催日はヒロバ化実験だけにするのか、それとも、周りでもサテライト会場みたいなのがあって幾つかイベントが開催されているような、前回と同じような形にしていくのか、その辺って非常に重要になってくるんじゃないかなと、実験をしたことで数値も大分変わってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 お答えをいたします。

まず、先ほど委員ご指摘のとおり、駅から、駅前からまちにいかん人、歩行者に回遊していただくかというのが今回重要なテーマの一つだったかと思います。そのために、上野まちづくり協議会のほうでデジタルスタンプラリーというものを試行されまして、御徒町駅方面にチェックポイントを設けて、上野駅から御徒町方面にも人が流れるような取組を試行されたということがございました。

来年、次回以降のこのヒロバ化社会実験におきましても、そのような取組の結果を参考にしながら、よりよい方策と企画について、今現在、上野まちづくり協議会と共に来年度に向けた協議を始めているところでございますので、今ございましたとおり、サテライト会場でしたり、あと、どのようにその会場内を整備をしていくのか等々も含めまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 ありがとうございます。アプリ、f u r a r i ですね、人流データというか、そういうスタンプラリーを活用して、人の流れを可視化するという、それデータはもしあったら、後でぜひ見せていただきたいなというふうに思います。

あと、2回目のヒロバ化実験になりましたけれども、大分地元の皆さんも2回目で、1回目

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

のときは結構インパクトがあって、何で道を止めているのかという、周知が足りない部分もあって、びっくりされていたり、戸惑っていた方も多かったんですけども、2回目になったら、今度、これがどういう意味を持ってやっているのか、まちづくり協議会が主催だということも大分認知度が上がってきて、今年もし秋にやるとすると、まちから少しずつやはり、これがどこを目指しているのかという声上がるようになってきました。要は3年計画で今年社会実験をやった後に、上野は近い将来的に秋葉原のようにやるのか、または銀座のようになっていくのか、歩行者天国を毎週末開催していく、実施していくような、そういう取組をするための社会実験なのかみたいところをちょっと気にする人が多くなってきたなという印象を持っています。なので、やはり今後、このヒロバ化実験をまた実施していくのであれば、もうそろそろ3年たつので、将来的にこの上野まちづくり協議会の皆さん、台東区がこの上野のまちをどのような形にしていきたいのかというところをそろそろ明確にしていって、発信をしていく時期が来ているのではないかなというふうに思っているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 お答えをいたします。

来年度の取組といたしまして、中央通りの利活用の方向性について、その取りまとめを行っていくということを予定しております。

今後につきましては、中央通りの利活用の方向性の具体化に向けまして、地域の意見集約ですとか関係機関との協議を丁寧に重ねながら、ウオーカブルなまちづくりに進めてまいりたいと考えております。

◆中村謙治郎 委員 オーケー、以上です、はい、大丈夫です。

○委員長 ほかに。

寺田委員。

◆寺田晃 委員 このヒロバ化実験、先ほどのご報告を伺いましたけれど、滞りなくということと、私も見に行ったときにちょうど構内で倒れた方がいらっしゃって、救急搬送を、この人だかりの中、どういうふうになるのかなって思っていましたら、ちゃんと誘導される方もし、しっかり分かりやすく誘導していただいて、また、いらっしゃる方もスムーズに救急車両が移動できるようになって、あっ、本当に成熟しているまちって言っちゃあれですけども、うまくいっているんだなというふうに見させていただきました。

別紙の1では、4ページ、車の流れとかしっかり確認していただいているんですけども、人の流れとか、また、ストレートに言うと、売上げと言っちゃあれですけども、南の側の方の反応、アンケートとか、もし取られているようですと、その辺も教えていただければと思うんですけども。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 お答えをいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

初めに、ヒロバ化社会実験時の人の流れについてお答えをいたします。

歩行者の回遊状況につきましては、マルイ前の横断歩道上の歩行者の通行量、確認をいたしました。社会実験時の14時から20時の歩行者の通行量ですが、約2万6,000人でございまして、平常時の11月10日曜日の同時時間帯で実施した際には2万3,000人ということで、約3,000人の増加となっております、回遊性の向上につながったものと考えております。

次に、2つ目といたしまして、社会実験時の店舗の売上状況についてでございます。こちらにつきましては、ヒロバ化空間への出店者と周辺店舗それぞれの状況を聞き取り調査により確認をいたしました。まず、出店者につきましては、回答のあった26店舗のうちの5割から予想どおりまたは予想を上回る売上げがあったとの評価をいただいております。また、周辺店舗につきましては、回答のあった24店舗、そのうちの約3割の店舗で売上げが増加したという回答がございまして、消費拡大に一定の効果があったものと考えております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 先ほど中村委員がおっしゃったように、いろいろな周辺のイベントを併せてやらせるということもあると思うんですけども、私が伺ったときにはやはり今までにない雰囲気というんですかね、感じさせていただきました。ウォーカブルなまちづくり、期待するところであるんですけども、パンダ橋のほうのアンケートの中には映画上映とか、足湯とか、こういうのも時代に沿ったそういうものなのかなというふうに見させていただきました。3年目迎えますけれども、充実したものに進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、浅草地区まちづくり推進について、地域整備第二課長、報告願います。

地域整備第二課長。

◎井上知美 地域整備第二課長 それでは、都市づくり部報告事項9、浅草地区まちづくり推進についてご説明いたします。資料14をご覧ください。

項番1、概要です。浅草地区につきましては、まちづくりに関わる全ての人が共有できる将来像と行動指針を示す新ビジョンの策定に向け、令和4年度より策定委員会及びまちづくり部会、基盤整備部会の2つの部会を設置して検討を進めているところでございます。

項番2、これまでの検討経過です。策定委員会については、令和4年度よりこれまで5回開催し、部会での検討状況を共有し、意見を総括してまいりました。次に、まちづくり部会でございます。こちらはまちの各種団体の代表者から構成されておりますが、これまで7回開催し、まちの理想の将来像や将来像実現に向けた取組の方向性を議論しているところでございます。また、鉄道等事業者を主な委員とする基盤整備部会は、これまで6回開催し、東武鉄道、東京メトロ、都営交通の浅草3駅周辺と隅田川沿いを東の回遊拠点、また、浅草六区ブロードウェイ周辺を西の回遊拠点と位置づけ、必要な基盤整備の方向性や地域の回遊性向上策などについて

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

て議論をしているところです。

項番3、今後の取組についてです。策定委員会や基盤整備部会の席上、東武鉄道を中心とした鉄道事業者から、東の回遊拠点の交通結節について、さらに検討を深めたいというご発言をいただきました。そこで、まちづくりビジョンについては、今年度末策定予定でございましたが、令和7年度末までスケジュールを延期し、引き続き議論を重ね、その内容を反映した実現性の高いビジョンを作成いたします。また、浅草地区の回遊性向上や防災性強化のための公共空間を活用した社会実験は、令和7年度中の実施に向けて、関係者と協議を重ねてまいります。

項番4、予算額（案）です。関係者の皆様と引き続き策定委員会等において議論を重ねさせていただくため、令和6年度、293万7,000円の増額をお願いし、現在、ビジョンの策定に関わる事業と併せ、令和7年度に繰り越しさせていただきたく存じます。さらに、令和7年度、主に東の回遊拠点の交通結節等について検討する当初予算額とトータルの金額は記載のとおりです。

2ページをご覧ください。項番5、今後の予定です。令和7年第4回本委員会におきまして中間案を報告させていただき、パブリックコメントを実施した後、最終案を報告させていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

田中副委員長。

◆田中宏篤 副委員長 すみません。ちょっと1点だけ確認させてください。

こちらなんですけれども、非常に楽しみにしているんですけれども、様々な要因あるので、どうしても途中で止まってしまったりとかいうのはあろうことかなとは思っているんですけれども、これ当初、一番最初の段階でワークショップをいろいろ開催していたと思うんですね。今現時点でこのワークショップの動きって、例えば現状こういうふうに出の部会に上がっているよとか、こういうふうに出の部会に上がっているよといったフィードバックというのは、ちょっとどういう状況にあるのかなというところが気になりまして、そこを1点確認させてください。

○委員長 地域整備第二課長。

◎井上知美 地域整備第二課長 答えいたします。

数年前開催させていただきました若手中心のワークショップのことかと思います。そちらにつきましては、浅草地区観光まちづくり協議会、こちらがお声がけいただきまして、そのメンバーであったり、あるいはそこに所属はしていらないけれども、まちづくりに興味のある若手に集まっていたいただきまして勉強会を開催させていただきました。その結果、現在の浅草で特に課題になっているまちとして考える事項が3つございまして、1点目が、喫煙所であったりごみの問題、直近の目の前の受入れ環境のための課題があるなというところが一つ。それと、トイレについての問題というところを皆さん感じていらっしゃるというところが一つ。それとも

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

う1点は、これは区からも提案した内容ではございますが、公共空間の活用、この3つが課題であるなどということにおまとめいただきまして、この3つの部会を現在観光まちづくり協議会のほうで立ち上げて、協議をしているところでございます。

○委員長 田中副委員長。

◆田中宏篤 副委員長 分かりました。そういったワークショップの意見もいろいろ生きているということが聞けて安心しました。

スケジュール自体の延期ということで、それは当然のことは了承するんですけれども、やはりこれ様々な課題が出てきてはということで、延長も2回目だと思いますので、そこは問題点、当然拙速に変なものをつくるよりは延期したほうがいいんですけれども、ある程度の方々の問題点、課題等を整理した上で、そのスケジュール設定に関しては、1年延期、1年延期というふうにやっていくよりも、ある程度の問題、課題が見えた段階でしっかりと、無理のないように、ちゃんと議論が尽くされるぐらいの線を引いた上でということで進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、旧東京北部小包集中局跡地の活用について、都市づくり部副参事、報告願います。

都市づくり部副参事。

◎ 都市づくり部副参事 それでは、旧東京北部小包集中局跡地の活用についてご説明いたします。資料15をご覧ください。

項番1、概要です。旧東京北部小包集中局跡地につきましては、昨年11月29日に民間事業者2者から提案書が提出され、旧東京北部小包集中局跡地活用事業者選定委員会による民間提案の審査が行われ、公募型プロポーザル方式による最優秀提案者の選定に至りました。

項番2、選定の経緯です。（1）これまでの経緯といたしまして、12月23日の第3回選定委員会の資格審査・基礎審査において、応募があった2者とも通過し、12月25日から令和7年1月15日までの3週間、区民等を対象にしまして事業者2者の提案についてのアンケートを実施いたしました。そして、令和7年1月27日に第4回選定委員会を開催いたしまして、事業者からのプレゼンテーション及び選定委員のヒアリングを踏まえて総合審査を実施いたしました。その際、アンケートの結果を参考にしながら最終的な採点を行い、最優秀提案者及び次点を選定いたしました。

恐れ入ります。3ページ、別紙1のアンケート結果をご参照ください。アンケートの回答者は、左上ですが、全体で116名となっております、円グラフの1は地域別の回答者の割合となっております、約6割が北部地域にお住まいの方でした。また、左下の円グラフの3は2者からの提案内容、A案、B案に関する評価についてでございます、ページの右上のグラフは北部地域の方の意向をお示ししておりますが、A案またはB案、それからどちらもよいといった民

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

間からの提案の実現を希望するといった回答が全体の６割を占めております。資料の右下には（４）自由意見の中で示された要望する施設について主なものをまとめていますが、屋内遊び場や運動施設などの交流や活動に係る施設の希望が最も多かったです。

恐れ入ります。１ページにお戻りください。（２）選定結果についてですが、選定委員会による審査の結果、最優秀提案者は応募者Ｂのイオンリテール株式会社が選定されました。②の総合審査結果ですが、まず、基準点として１５０点以上を合格点としており、総合審査の評価点の合計が最も高いイオンリテールが１８９．５４点で最優秀提案者となっております。応募者Ａは次点となります。

２ページをご覧ください。選定に当たりまして、選定委員会の附帯意見が付された審査結果となっております。附帯意見の内容は、破線の枠の中に記載しておりますが、読み上げますと、本件については、適当であると考えるが、次の事項については特に配慮されたい。民間施設の整備に当たり、区の求める地域及び区全体の活性化並びに地域貢献の機能をより強化する必要があるため、にぎわい、交流に資する地域交流機能がさらに充実されるよう、区として検討されたいとなっております。

続いて、（３）最優秀提案者の主な提案ですが、４ページの別紙２に配置案を、５ページの別紙３に提案の概要を記載していますので、後ほどご覧ください。

続いて、２ページの項番３、区に対応です。（１）優先交渉権者の決定ですが、選定委員会の選定結果を受けまして、区は最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、次点を次点交渉権者に決定しました。

（２）地域交流機能の充実ですが、区は、今回の民間提案内容を踏まえ、地域及び区全体の活性化につながるにぎわい、交流に資する地域交流機能の充実が必要と判断し、選定委員会での附帯意見やアンケート結果等を参考にしながら、整備に向けた検討に着手したいと考えております。その方向性としましては、民間施設の建物に付加する形で区による地域交流機能の整備に向け、用途、規模などの具体的な施設内容の検討を進めてまいります。

（３）優先交渉権者と基本協定締結に向けた協議を３月に開始し、民間施設を含めたプロジェクト全体の実現に向けて、地域交流機能充実の区の検討と併せて来年度中の基本協定の締結を目指してまいります。

（４）、（５）ですが、敷地南側に整備する清掃車庫等の新築建物について、現在の清掃車庫機能を移転した上で、既存建物を解体し、民間施設が整備する敷地として提供するスキームを実現するために、早期に新たな清掃車庫を建設する必要があるため、早急に基本計画の作成や発注方法等の検討を進めてまいります。

最後に、（６）ですが、優先交渉権者の決定、アンケート結果、選定委員会の議事録及び審査講評などを本報告後、区ホームページにて公表してまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 3番の区に対応の(4)番の清掃車庫のところなんです、これは早く進めていかなければいけないということで、発注方法等の検討というふうに書いていますが、そこはどのように検討は進めていかれますでしょうか。

○委員長 都市づくり部副参事。

◎ 都市づくり部副参事 お答えいたします。

清掃車庫等の整備を円滑かつ迅速に進めるため、工期短縮や、昨今の建設現場の状況を鑑みて、資材の安定調達や作業員確保、物価高騰対策等の観点から、従来の設計施工分離発注方式や設計施工一括方式などのほかの発注方法等の検討を行ってまいります。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 事業の期間を短縮する。分かりました。結構本当に期間が限られてはいると思いますが、しっかりその辺りも確実にしていただきたいなと思います。以上です。

○委員長 ほかに。

村上委員。

◆村上浩一郎 委員 アンケート、大変ありがとうございました。区民の皆様の貴重なご意見ですので、尊重をさせていただきたいなとは思いますが、ちょっと中にはね、火葬場って、ちょっと何か作作的なものを感じてしまうようなアンケート結果もございましたけれども、この北部の問題が出てきて約20年近くたってまいりました。そしてやっと進むのかなと、これから進むにしても、解体、それから建設でまた10年近くの時間がかかるかなというふうに考えておりますけれども、このアンケートは別に、もしお披露できるのであれば、特に地元の橋場の方々のご要望とか、そういったご意見がお披露できるのでありましたら教えていただきたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○委員長 都市づくり部副参事。

◎ 都市づくり部副参事 アンケート結果にもひもづいているところがございますけれども、住民の憩いの場がないため、そのような場所を設置してほしいですとか、老若男女、学び、遊び、集い、おなかも満たされ、買物もでき、みんなが行きたくなる場所にしてほしいといったような意見をいただいております。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 すみません。ありがとうございます。特に本当に地元の方が今まで待ちに待ってきたことでございますので、地元の方の特にご意見を尊重していただきたいなというふうに思っておりますので、この案件につきましては了とさせていただきます。以上です。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 報告あったように、2者が選定されて、今回、2者ともいわゆる合格点というんですかね、基準点通過されたというのは本当に深い意味があるんだなというふうに感じております。前回の委員会でも確認させていただきましたけれども、質問期間というんですかね、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

提案の手前の質問期間のときには10者ぐらいの方からやり取りがあって、物価高騰とか、いろいろな社会背景がある中で2者になって、その2者とも今回基準点通過して現在があるんですけども、もう本当にこれまで携わってきた方、20年間ずっとこちらの活用について、拠点について、どういったものにしていくかって、本当に長年積み重ねてきたものがあるって今に至っている。物すごい感じる場所なんですけれども、そのような中で、附帯意見として、地域及び区全体の活性化並びに地域貢献の機能を強化する必要があるって、にぎわい、交流に資する地域交流機能をさらに充実されるよう、台東区としても検討されたいという附帯意見をつけていただいて、こちらはもともと提案要綱の中にもうたっている部分であって、事業者さんもこれは理解していただいた上で進めていくとは思いますが、そのような中で、確認したいんですけども、いわゆる今の段階でお披露できる具体的な区として加味する部分ですね、にぎわい、交流に資する地域交流機能、現状で台東区としてはどのように考えていらっしゃるか、お披露いただける範囲でお願いいたします。

○委員長 都市づくり部副参事。

◎ 都市づくり部副参事 お答えいたします。

にぎわい、交流に資する地域交流機能につきましては、北部地域のまちづくりの拠点としての機能をより強化するため、提案いただいた民間施設にプラスアルファする形で、今後、区が主体的に具体的な内容を検討し、その実現に向けて、今後、優先交渉権者との協議を進めてまいります。また、その検討に当たって、地域をはじめ、議会や区民等のご意見を幅広くお聞きしながら、幅広く検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 事業者さんはここに、別紙3のとおり、地域交流というところで、災害時の一時避難場所の提供とともに、多世代の交流スペースとか、また、回遊性の向上のためにシェアサイクルの支援とか、また、さらには地域産業とのコラボレーションで革を使ったエコバッグ、オリジナルグッズの企画も含めて、さらにはワークショップも行いながら、地産のものを発信していただいてやっていただけるということなんですけれども、恐らくプレゼンのときには希望に満ちた提案をお披露されたと思うんですが、これから事業者さんとやり取りする中で、どんどんそれを形になるように引き上げていただきながら、先ほども申し上げましたけれども、附帯意見、区全体の活性化につながるように、もちろん地元の人は、先ほど村上委員がおっしゃったように、もう待ち焦がれて、これまで待っていただいたわけですから、地域の声も聞きながら、あわせて、区全体の活性化につながるようなものを、事業者さんが難しいところは区が補完していただいて、区民の皆さんが本当に納得するようなものを仕上げていただきたいという、これは要望でお願いいたします。

併せてお伺いしたいんですけども、先ほどもアンケートの話、出ましたけれども、産業建設委員会の委員はもちろのこと、地域の議員も皆さんに年末年始お声がけをさせていただいて、皆さんの声が形になりますからということで、アンケート参加していただくようお願い

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

をさせていただきました。その結果が116というのが本当にちょっと残念だなというのが、皆さんも残念だとは思いますが、今後、事業者さんと契約を結びながら進めていって、あわせて、区が補完するところ、検討されると思うんですが、そのような中で、また改めて区民の声を聞くようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。もうぜひとも聞いていただきたいとは思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 都市づくり部副参事。

◎ 都市づくり部副参事 お答えいたします。

にぎわい、交流に資する地域交流機能の具体的な内容等でございます。こちらのほうは、民間施設に絡む協議も必要となってきます。それですので、令和7年度中に基本協定締結に向けて、そういった区民等に広く意見をお聞きすることは重要と認識しております。今後、このにぎわい、交流に資する地域交流機能の具体的な内容について、区民等からの意見聴取の在り方についても検討してまいります。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 課長は実直な方ですからね、本当にそのように答弁されるしかないとは思いますが、今後は区民の皆さんに本当に知っていただいて、区民の声をしっかり聞いていただきたいとは思いますが、今後進めていくものを逐一というんですかね、区民の皆さんに報告をしながら、どんどんPRをしていただきながら、途中段階でも知っていただきながら、また区民の意見も聞けるように進めていっていただきたいとは思いますが、これまではこの活用を検討する中で、一時は明治通り沿いに位置していることもあって、ロードサイド型の施設も区としては検討していくということも発表されたり、そのような中、私も新人で当選したときには道の駅とかも提案させていただいたり、区民の方はいろいろな考えを持っていらっしゃるって、それをあまり広げてはよろしくないのかもしれないですが、台東区のほうで検討されるものを常々紹介していただきながら、声を聞いていただきたいというふうに思っております。

以前、東京オリンピックが、コロナの前ですよ、花川戸一丁目施設に台東区で全国、また世界から東京オリンピックでいらっしゃった方にお買物ができるように、夏のお土産の施設として花川戸一丁目施設に地場産業の見本市みたいな、そういう検討もされたこともございました。台東区にいらっしゃった方が台東区のものを見たいっていったものをこの施設の中にもし入れられることができれば、ここにいらっしゃった方がまた台東区中に回遊していただけるんじゃないかなというふうに考えたこともあります。アンケートでは100人の方しか声を聞けなかったんですが、これからの1年間はしっかりとどんどんPRをしていただきながら、区民の皆さんと一緒に、商業複合施設というんですかね、スーパーマーケットさんを中心にそういう施設を造っていただきたいという思いですので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○委員長 田中副委員長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆田中宏篤 副委員長 こちら、興味深く見させていただいたんですけれども、アンケートの部分について、これ産建に出てくるの初めてなので、ちょっと確認いただきたいんですが、それぞれ地域別回答と年齢別になっていますけれども、提案内容に対する満足度とかいう部分で、年齢別とかいう分析ってされていますか。要は結果のところ、全体としてA案がいい、B案がいい、両方ともよい、両方ともよくないってありますけれども、そこで各年代がどこに一番ボリュームゾーンがあるかとかいうか、年代別での回答内容というところってどういう状況になっていますか。

○委員長 都市づくり部副参事。

◎ 都市づくり部副参事 お答えいたします。

年齢につきましては、現在把握しているところでございますと、40代、50代が過半で多かったというところまでつかんでいる状況でございます。

○委員長 田中副委員長。

◆田中宏篤 副委員長 じゃあ、逆に回答内容について、どの年代がこの回答に関しては何%多かったとかいう分析はされていないということですか。

○委員長 都市づくり部副参事。

◎ 都市づくり部副参事 お答えいたします。

そこまでの分析はしてございません。

○委員長 田中副委員長。

◆田中宏篤 副委員長 分かりました。

せっかくアンケートを実施して、116件という数ではあるんですけれども、そこってすごく重要だと思うんですね。どういう案に対してどの年代がどういう反応をしているかというのはすごく重要だと思っていて、そこがちょっとないというのが、そこに関しての分析って、今後、変な話、先ほどの選定委員会の中の附帯意見の中で、地域及び区全体の活性化並びに、この強化する必要があるため、にぎわい、交流に資する地域交流機能をさらに充実させるよう、区として検討されたいという、この附帯意見ってどういうことなんだろうというふうに思ったときに、やはり地域住民がそれぞれどういうことを望んでいるかというのを区としてもさらに充実させるために反映してほしいということだと思っているんですね。その中で、じゃあどの年代からどういう要望が上がっているかというのは非常に重要な内容だと思っておりまして、そこについてはしっかりと分析していただきたいなというふうに思っているんですが、していそうなので、答弁を再度求めます。

○委員長 都市づくり部副参事。

◎ 都市づくり部副参事 お答えいたします。

先ほどの答弁と重なりますけれども、40代、50代の回答が過半であったというところがございますけれども、これから優先交渉権者と協議していく中でもそういったところを分析、アンケートの分析をもう少し深めて、それでどういったものをつくっていくかというところを庁内

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

でも検討していきたいと考えております。

○委員長 都市づくり部長。

◎寺田茂 都市づくり部長 部長のほうから答弁させていただきます。

アンケートについてはクロス集計をさせていただきます。それで、10年刻みでやりますと、ほぼ満遍なく、均等に大体この賛成については評価していただいているということで、別に年齢層によって何か偏在しているかというところはないということは我々つかんでございます。ですから全体のこのグラフのとおりで、それで年齢別はそんな形で確認いただければと思います。

○委員長 田中副委員長。

◆田中宏篤 副委員長 分かりました。そこは重要で、なるほど大体この比率どおりに回答が来ているということを認識いたしました。

こちらはあともう1点確認したいのが、来年度中に協定の締結を目指すという中で、様々な議論が起こってくるんだと思います。これってその協議の中で決めていくことなんですけれども、まず、区としての目標という部分で、もし可能であれば、いつ頃をイメージされているか、要は着工ですね、着工自体をイメージされているかというところって何かございますでしょうか。

○委員長 都市づくり部副参事。

◎ 都市づくり部副参事 お答えいたします。

まず、3月に優先交渉権者と協議を開始して、令和7年度中の基本協定締結を目指してまいります。今回、提案書提出条件には、令和11年度中に民間事業者の着手というところをうたっておりますので、そこに向けて、まずは7年度中の基本協定締結を目指してまいりたいと考えております。

○委員長 田中副委員長。

◆田中宏篤 副委員長 分かりました。令和11年度中というところで確認いたしました。

それで、最後にちょっと一言申し加えますと、やはり附帯意見という部分がついているというところで、区としてどうしていくか、これは区として検討されたいという話だと思うので、区が主体としてどうしていくという話だと思います。アンケート結果を見るとき、もちろん賛成も多いし、ただ、例えば提案内容のところ、基本的には民間提案を希望されているのが51%。逆に言えば49%が、よくないと思っている方々がいるというのも、これも事実であると。過半だからいいとかいう話ではないと思っています。これ全ての人が、万人受けするものというのは正直不可能だと思っています。全てにおいていろいろな意見があるので、万人受けというのはなかなか難しいんですけれども、そこを極力多くの方ができてよかったねって思うような施設にいかにつづけていくかということがすごく重要だと思っています。その中で、結構意見として、全体の中では大体半々ぐらい、地元、北部地域に関して言うと62%ぐらいが提案を希望されていると。だったら逆に言えば38%の方がちょっとどちらもよくないんじゃないかと。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

このよくないと思っている方をどうやって納得させていくか、どう魅力的なものなんだよということでご理解いただけるかというところを詰めていくのがこの区として検討されたいというところの意味合いだと思っていますので、そこに関しては、これは区が主体となってやる部分なので、しっかりと検討して、また、地元説明はそうですけども、やはり議会の場、産業建設の場というのは、我々、堂々と民意を代表して来ていますので、こういった場所での様々な議論を再度深めていっていただければということだけ要望して、私は終わります。

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 20年近くやってきた私としましては、選定委員会にも選ばれた一人なんですけれども、委員長をはじめ4人の選定委員になって詰めてきたわけですね。それで、それぞれ寺田さんも私も、もう一人の北部の委員ということで、1月の27日のプレゼンに臨んだわけですね。決まった2者ですけどね、なかなかの人が出てきましたね。かなりやはり、何ていうんですかね、引きつける説明をあの手この手使ってやっていましたことはなかなかのもんだなと思いましたけれども、ただ、選定委員会のことをここで話しするつもりは全くありませんけれども、結局、地元の皆さんたちがそれぞれ、我々も地域の人間なものですからね、会うたびにこの話が出ますよ、今でも。やはり電話もかかってくるし、訪ねてくるし。それで、それなりに対応はしているんですけども、地元の人たちの話聞いて、スーパーの案には両方分かれるんだよね。いいんじゃないですかって言う人もいますけれども、スーパーでいいのという感じの人も、かなりの見識者もそういう言い方をしますよ。

私も否定的な意見というのは今さら申し上げませんが、あのとき選定委員会でもやはりバッジ組の4人というのは最後まで粘り強く、附帯意見ということで結構粘り強くやってきたんだよね。やはりそれは、ほかの委員もいましたからあれですけども、少なくとも区民と毎日接する我々の立場の人間としては、スーパーでいいのかなと思いつつも、話はどんどん決まっていくわけですから、どうしようか、どうしようかということをやはり常に考えましたよ。また、今でも考えていますよね、みんなそれぞれ。やはりどうしてもね、何ていうんですかね、1万坪以上の土地を利用するということですから、これでいいのか、これでいいのかというふうに自分で納得させようとしても、私自身、いろいろなことを提案してきた委員の一人としては、さらにもっともっとというような強い気持ちがいられないんですよね。

そんな中で、設定委員会では、やはりやるべきことをきちんと行政として進めてきたわけですね。私たちも一緒にそれを見てきたわけだし、聞いてきたわけだし、今さらということではないんですけども、この貴重な場所、千載一遇のチャンスではないんですけども、この土地をさらにもっともっと工夫をしようじゃないかという気持ちも強いわけですね。だからその辺で、さらにここで例えば私がごねるという話でも何でもないんですね。本当に真剣にやってきたわけですから、これは選定委員もさることながら、行政の皆さんもそれこそやはり寝ずに考えてやってきたことですのであれですけども、今回ではっきりと附帯意見などでも出ましたし、行政も対応するというところで約束を、地域の民間施設に付与する形でという説明な

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

んですけれどね、その辺がどうも引っかかるんだな。もちろんスーパーって民間でプレゼンまでして決めて、交渉をこれからするし、契約もしていくんだけれども、その辺ですよ。やはり我々の附帯意見の実現というときに、そこへ何かちょこっとくっつけて話を終わらせるのかという残念でならないよね。そこは思い切って大幅な予算の配慮、財政的なもんも含めて思い切ったことをやってもらわないと、なかなかそうですねというわけにいかない状況、背景にあると思うんですよ。今の副参事の報告を見ても、真剣に答えているんですけれども、まだまだはっきりはしないし、ちょっとぼうっとぼやけている点があるので、はっきりここで答えは出せないというのはよく分かりますけれども、相当な意気込みを私たちは期待をしているわけですよ。例えば地域交流を既存の中でどこかにひっつけるというのではなくて、むしろ仮に予算規模がかなり要ったとしても、付与するんじゃなくて、新たなものをそこにプラス、つくり上げてほしいというのは我々3人4人の強いあのときの意見だったんですよ。その辺、どうでしょうね。お答えできる範囲でちょっと。

○委員長 都市づくり部長。

◎寺田茂 都市づくり部長 すみません。部長のほうから答弁させていただきます。

この跡地につきましては、用地取得後、これまで様々な検討を行ってまいりましたが、長年、暫定活用という形で、地域、区民、議会の皆様にご心配をおかけしてまいりました。それで、昨年の1月から本格活用に向けまして、民間活用の提案を公募するスキームを導入しまして、選定委員会の厳正な審査を経て、委員ご指摘の附帯意見をした形で優先交渉権者の決定に至ることができました。選定結果のとおり、民間提案の商業施設によりまして、多くの誘客が期待できるものと考えておりまして、また、企業のほうから地域の活動、それから災害対策などへの協力など、企業のほうから多くの提案も出ております。区としましては、まずこの企業のほうでこれの実績、ノウハウ、こういったことがあることを鑑みまして、区と企業による公民連携の考えに基づきまして、地域のために様々な取組が展開できるよう、これから綿密に協議を行いながら進めていきたいと考えております。

また、それから、本跡地が地域の活性化、交流の重要な拠点として機能することが重要と我々考えてございまして、民間施設による誘客効果に加えて、さらに機能を強化する必要があると判断をいたしました。区として民間の施設に付加する形、スーパーにプラスアルファ、スーパーの中ではなくてオンするような形、そのような形で施設を検討していきたいと考えてございます。どのような施設にするかにつきましては、先ほどの副参事の答弁のとおりでございますけれども、これまで地域から様々なご意見をいただいております。それから、行政課題、こういったものもございまして。こういったものを整理しながら、鋭意検討を進めながら、地域、また議会のご意見も賜りながら、施設の案を検討してまいりたいと存じます。区は、施設の基本的な構想は、先ほど説明したとおり優先交渉権者と協議をしながら検討となりますけれども、来年度をめどにこの決定、それから協定の締結を目指していきたいと考えてございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区といたしましては、区と民間の施設の相乗効果を発揮しながら、魅力的で地域の活性化が図られる地域の拠点となりまして、多くの区民の皆様に喜ばれる施設の実現に邁進してまいりたいと考えてございます。それによりまして北部地域全体の価値が高まって、まちが発展するという、こういった好循環のまちづくりも今後進めていきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 今、部長の答弁、意気込みをひしひしと感じてきましたけれども、やはりそういうスーパーを招き入れるということで、また、民間のお金を使ってもらって、そしてその整備を台東区、行政もやるという意気込みを感じましたよね。バスの駐車場なども、誰が考えても浅草かいわいで観光バスが止められないので、急遽、今戸とか、あるいはこちらの遊休地、空いている土地を、何とかピークのときもしのいできたし、一方では、墨田区に行った高い634（むさし）のスカイツリーなどのお客を台東区で引き寄せているみたいな、バスまで引き寄せちゃっているという感じですし、今、部長答弁ありましたように、本当に地域と、あるいは、何ていうんですかね、あそこに客が来て、そこに北部の活性化ができるとね、交通が変わってくるんですよ、交通が、必ず。これは世の流れですよ。あそこに拠点ができて、通過じゃなくて、集客の客筋がここへずっと来て、あそこに価値があるものができるとう必ず交通が変わってくるって私は信じていますよ。そういう意味もあって、区長をはじめ、区の幹部もこういう決断をしてくれたというのはなかなかよかったなというふうに思っておりますね。

それで、当然、部長の意見で大体答えは出ているんですけども、さらに本当に区がこのことに関しては長年の懸案ということで、きちんとやるよということをもう1回、部長、確認の意味で答えてほしいなと。

○委員長 都市づくり部長。

◎寺田茂 都市づくり部長 本当にこれが平成の23年ですね、この土地を取得してから長年暫定活用という形でございましたので、今回の結論を必ず実現に向けて、区としても全力でこれを進めていきたいと考えてございますので、議会の皆さん方にもこれからご意見賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

◆石塚猛 委員 以上です。

○委員長 最後に、すみません、委員長から。

私、今回この産業建設委員会の委員長を拝命するに当たり、この件につきましては、区の最重要案件と、この委員会としての最重要案件だという認識を持って、委員会、務めてまいりました。今、石塚委員からありましたように、私も選定委員会に参加させていただき、学識経験者、あと地元町会の代表の方、そして一般区民の方の様々な意見、それぞれの立場での様々な意見も聞いてきました。その結果、こういった結果が出たということに対しては、皆様も、委員会としても了承するという形で、今、認識しております。

しかしながら、先ほど言っていた附帯決議がされました。やはり今回のこれが決まったのが

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ゴールではないと私は思っていて、これがスタートになるのだと私は思っています。来年の締結が、そこがゴールなのか、実際建築物の建て上がるのがゴールなのか、そこは難しいですけども、来年の締結に向けて、やはり今までこの委員会の委員含め、私が聞いている分でも過去の区議会の先生方、様々な思いでこの件に対して様々な意見をおっしゃってこられたと私も重々感じておりますので、やはりこのイキョの皆さんが今言った附帯決議も含めて様々な結果がよくいきますように、最後に、申し訳ありませんが、荒川副区長から、その辺の思いを酌んでいただいて、一言いただきたいと思います。

副区長。

◎荒川聡一郎 副区長 委員長からのご指名ですので、答弁をさせていただきます。

まずは委員長をはじめ委員の皆様、石塚委員、寺田委員、それから、いらっしやいませんけれども、地元の委員の方にも参加していただいて、委員会の委員としてご審議いただいたことにはまず厚く感謝申し上げます。いろいろありがとうございました。なかなか今までの区の中にはない委員会でございましたので、大変ご苦勞されたことと思います。

この件について言えば、私もこの取得に関わった当時、一員としても、非常に何かじくじたる思いをずっと長い間持ってきた案件でございます。今回のこのいろいろ内容につきまして、私なりに地元の方のお話の中でいうと、やはりこういうところがこの地域に出てきてくれることを素直に喜んでいらっしやる方もおられましたし、今こういうことをやるならここはどうしても前へ進めてほしいという強い思いの方もおられました。それで、今回の結論に対して、いろいろご審議があったとおり、いろいろご意見があるのは我々も十分承知しております。ただ、その中で、一つの方向性を今回出したというふうに、私もスタートだというふうに考えておるところです。行政では提供できない業態のものを民間がつくり、行政でなければ提供できないものを上に載っけて一つの形をするというのは、先ほど部長が話したとおり、官民の一つの在り方になるのではないかと。その上で、我々が今後どういう形をここに載っけていくのかということは大変重要なことだろうと。それで、その方向性がまだまだ第一歩でございます。そういう意味で、大きな課題がまだまだたくさんあると。その上に載っけるものをどう決めていくかもそうでありますし、まずは清掃車庫をどういう形で造っていくのか。ただ、この地区につきましては、やはり全区民が毎日世話になる清掃車庫というものをこの地区で引き受けていただいているということもまた大きな事実でございます。そういった中を踏まえた中で、地域の皆さんと意見を十分交換しながら造っていただきたい。また、そのためには地域のご理解・ご協力、また議会の皆さんのご理解・ご協力がぜひとも必要だというふうに考えております。区としては、こういう言い方がいいかどうか、慎重かつ迅速に、なおかつ確実に進めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。本当に我々も、議会をトイワレイマセンが、この委員会としても今後とも行政と共に知恵を出し合い、協力し合い、本当によりよい結果を目指したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、密集住宅市街地整備促進事業の取組について、地域整備第三課長、報告願います。

地域整備第三課長。

◎行天寿朗 地域整備第三課長 それでは、都市づくり部の11、密集住宅市街地整備促進事業の取組について報告いたします。資料16をご覧ください。谷中地区における密集事業の令和7年度の取組についてご報告するものです。

項番1、事業概要です。本事業は、老朽木造住宅が密集し、道路や広場等が未整備なため震災時に多大な被害が予想される地域において、防災性向上と住環境改善を図るものです。

(1) 事業地区は、谷中二、三、五丁目です。

(2) 現事業期間です。現事業期間は令和7年度までとなっておりますが、国や都と協議し、次年度以降への延伸手続を進めてまいります。

(3) 不燃領域率です。市街地の燃え広がりにくさを示す指標、不燃領域率、こちらは令和5年末に52.2%となり、令和4年末と比較して0.5%上昇しております。

(4) 整備概要です。整備概要としては、用地買収を伴う道路拡幅整備や助成制度による不燃化建て替え促進等を実施しています。これらにより安全な市街地の形成を図っております。

項番2、主要生活道路の主な取組についてです。主要生活道路A、G路線において測量調査等を行うとともに、G路線沿道周辺において整備手法検討を行います。

恐れ入ります。2ページの事業箇所図をご覧ください。青色の凡例でお示ししている範囲が主要生活道路のA路線、六阿弥陀通りです。また、オレンジ色の凡例でお示ししている範囲がG路線、七面坂になります。こちらのG路線の沿道の一部を黒色の凡例でお示ししております。この周辺につきましては、勾配がきついという特性があり、そういった特性に応じた整備手法等について検討を行うものでございます。

なお、本資料にお示しはしておりませんが、令和6年の第1回定例会にて主要生活道路A路線、六阿弥陀通りの用地2か所を取得するということをご報告いたしましたが、うち1か所、A路線南側の用地につきましては、地権者と合意することがかなわなかったため用地取得に至りませんでしたこと、この場でお伝えをさせていただきます。

1ページにお戻りください。項番3、予算額（案）です。歳入、歳出、記載の額を計上しております。

項番4、今後の予定でございしますが、新年度に入りまして、4月以降、事業を実施してまいります。

説明は以上でございします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、既存の分譲マンションにおける駐車場の緩和認定制度について及び通学路沿道ブロック塀等の早期改善に向けた支援策の継続について、建築課長、報告願います。

建築課長。

◎松崎晴生 建築課長 それでは、都市づくり部報告事項13、既存の分譲マンションにおける駐車場の緩和認定制度についてをご説明いたします。資料18をご覧ください。

項番1、背景・目的です。東京都駐車場条例に基づき、地域や建築物の用途に応じて、一定規模の建築物では駐車施設の設置が義務づけられており、分譲マンションは居住者の高齢化や立地、交通アクセス、自動車の保有に対する意識の変化などにより、駐車施設の利用実態は様々な状況です。また、機械式駐車場は、使用されていない状況でも安全対策などの強化や保守点検の実施が必要となるため、維持管理費用の負担が大きいことが懸念されている状況です。このため、既存の分譲マンションにおいては、居住者の利用実態に応じた駐車施設の維持管理が可能となるよう、区が認定することで必要台数以下に減ずることができる緩和認定制度の基準を定めるものでございます。

項番2、緩和認定基準（案）の概要です。（1）対象となる建築物ですが、延べ床面積が1万平米以下の既存の分譲マンションです。なお、延べ床面積が1万平米を超える場合は東京都が所管となります。

次に、（2）認定基準です。大きく4つございます。①既存駐車施設の利用実績が基準台数を上回っていないこと。②マンション管理組合に作成していただく駐車場管理計画において、変更後も適切な駐車施設が確保されている計画となっていること。③管理組合によって駐車場が適切に管理されていること。④分譲マンション以外の部分については、原則として東京都駐車場条例で定める規定どおりの駐車台数が確保されていること。これらの基準を定めております。

次に、（3）手続に関する要件ですが、管理組合が作成した駐車場管理運営計画について、管理組合が区と事前協議を行い、認定申請の前までに区分所有者の集会において決議を受けることが要件となります。

最後に、項番3、今後の予定です。今年の4月1日から運用開始する予定です。

ご説明は以上です。

続きまして、都市づくり部報告事項14、通学路沿道ブロック塀等の早期改善に向けた支援策の継続についてをご報告いたします。資料19をご覧ください。

項番1、これまでの経緯です。平成30年に実施した区立小学校の通学路沿道の民間ブロック塀等の適合性調査により、建築基準法の仕様基準に適合せず、ひび割れや傾斜等が顕著であり、老朽化が進行するなど、早期改善が必要と思われるいわゆる要改善のブロック塀等が84か所ありました。このため、ブロック塀等改善工事助成制度を令和4年に改定し、戸別訪問等、塀の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

所有者への周知に集中的に取り組んできた結果、令和7年1月末現在、要改善のブロック塀は42か所まで減少しております。

項番2、現状の主な課題ですが、3点ございます。1点目は、要改善の塀のうち、延長が15メートルを超える塀の改善が伸び悩んでいることです。その他の要改善の塀が55%改善されているのに対し、延長が15メートルを超える要改善の塀は23%となっております。2点目は、延長が15メートルを超える塀は工事に要する費用が大きく、検討に時間を要するため、重点支援を継続する必要があることです。3点目は、その他の要改善の塀についても、令和8年度までに要改善の塀をおおむね解消するという目標に向け、助成額を継続する必要があることです。

項番3、令和7年度以降のブロック塀等改善工事助成についてですが、耐震改修促進計画に定めた令和8年度までに要改善の塀をおおむね解消するという目標に向けて、以下のとおり令和7年度から令和8年度まで現在の助成額を継続いたします。特に工事費用の負担が大きい延長が15メートルを超える要改善の塀に対しましては、重点支援として助成限度額100万円をそのまま継続いたします。なお、要改善の塀の所有者に対しましては、引き続き区の職員が戸別訪問等を行い、周知・啓発を行います。また、令和9年度以降の助成制度につきましては、耐震改修促進計画の改定内容を踏まえ検討いたします。

恐れ入りますが、次ページをお開きください。項番4、来年度の予算額（案）につきましては、資料記載のとおりでございます。

項番5、今後の予定でございますが、4月より引き続き支援制度を継続いたします。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 初めに、既存の分譲マンションにおける駐車場の緩和認定制度について、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、通学路沿道ブロック塀等の早期改善に向けた支援策の継続について、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、了承願います。

○委員長 次に、台東区住宅マスタープランについて及び令和7年度の住宅施策の取組みについて、住宅課長、報告願います。

住宅課長。

◎塚田正和 住宅課長 それでは、都市づくり部の報告事項15番、台東区住宅マスタープランについてご説明いたします。事前資料2をご覧ください。

項番1、策定経過です。住宅マスタープランについては、住宅マスタープラン策定に関する

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

意見交換会にて意見を聴取しながら策定作業を進めてきました。また、第4回定例会の本委員会にて中間のまとめをご報告した後、パブリックコメントを実施しております。

項番2、パブリックコメントの実施結果です。別添1、資料の2ページ目をご覧ください。意見受付件数ですが、4人の方から6件のご意見をいただきました。ご意見の概要を抜粋してご説明します。

項番1は、コワーキングスペース設置誘導、またリフォームや住み替え等に対する支援の検討についてのご意見です。区の考え方は、コワーキングスペースについては、多様なニーズに応じた住宅の供給が誘導できるよう取り組んでいく。また、リフォーム等に対する支援策については、実効性のある事業を検討していくなどとしています。

3ページをご覧ください。下段の項番3は、集合住宅の建築指導による町会等への加入協力の推進など、マンションと町会との連携を支援する施策等についてのご意見です。区の考え方は、引き続き町会等への加入協力の推進とともに、町会の活性化支援などに取り組んでいく。また、地域による防災体制の整備、マンション管理の適正化の推進を図っていくなどとしています。

1ページ飛びまして、5ページをご覧ください。項番5は、住みやすい環境、長く住むことができるような施策の推進や空き家の活用、低所得者の住まいの確保などに関するご意見です。区の考え方は、入居相談窓口などの支援やリフォーム等に対する支援の検討を行うなど、居住環境の向上に取り組む。また、空き家に関する総合相談窓口や住まいの終活に関する啓発、相談などに取り組むとしています。

パブリックコメントの実施結果については以上です。

初めの資料1ページ目にお戻りください。項番3、中間のまとめからの主な変更点です。ページ数は項番4の台東区住宅マスタープラン（案）別添2のページを示しています。主な変更内容は、関連する各分野との連携として、子育て、教育や防災などを含めた区の総合的な取組を表すイラストの追加、各施策に関連する区の取組等に関するコラムの追加、マンション等の建設時における地域の住環境の配慮として、建築物等の解体時における配慮について追記などです。変更点の詳細も含め、別添2については後ほどご確認をお願いします。

次に、項番5、今後の予定ですが、3月下旬に計画として発行する予定です。

説明は以上です。

次に、都市づくり部の報告事項16番、令和7年度の住宅施策の取組についてご説明いたします。

項番1、子育て世帯住宅リフォーム支援制度の拡充についてです。（1）目的・概要です。子育て世帯を対象に、住宅のリフォーム工事について、上限20万円、対象工事費の3分の1の助成を行っておりますが、申請実績が低調であるという課題がありました。そのため、より使いやすい制度となるよう拡充を行います。①対象世帯の拡充です。子育て世帯の所得の実態を踏まえ、所得制限を800万円以下から1,200万円以下へ引き上げます。また、対象世帯の子供の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

年齢について、現行の小学生以下から高校生以下へと引き上げます。②対象工事の拡充です。現行の対象工事は段差解消やコンセント位置の変更など、主に幼児の安全確保を目的とした工事に限定しておりますが、対面式キッチンやバリアフリー化工事、また、子供の成長に伴うリフォームとして間取り変更や床材、壁材の変更等を加えます。（２）予算額は200万円です。

次に、項番２、住宅セーフティーネットの推進です。

１の家賃等債務保証料助成制度の拡充についてです。（１）目的・概要です。低所得者の高齢者等に転居時における初回の家賃等債務保証料の助成を行っていますが、独り親世帯などでは部屋の広さによって保証料の負担が大きくなっています。そのため、世帯人員に応じた助成金額の拡充を行います。現行は初回保証料の２分の１、上限２万円ですが、拡充後、２人世帯は上限３万円、３人以上世帯は上限４万円とします。

次のページをご覧ください。２番の高齢者等入居促進啓発事業の実施についてです。こちらは新規の取組となります。（１）目的・概要です。高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、大家や仲介不動産業者を対象に、高齢者等の入居への理解と高齢者の入居に係るリスク低減サービス、例えば高齢者の見守りサービス、残置物処理等に関するモデル契約条項を活用した事務の委任、民間の保険への加入などの普及啓発を図るものです。①大家、不動産業者向け居住支援セミナーを開催し、制度や事例などを紹介します。②高齢者等入居促進啓発奨励金では、事例の蓄積と普及啓発を図るため、区の入居相談窓口で相談のあった高齢者等をサービスの活用によって円滑に入居に導いた、こちらは協力不動産店を対象に奨励金３万円を交付します。（２）事業期間は令和７年度から９年度のサンセット事業とします。３年間で事例を蓄積し、有効性や普及状況を確認しながら今後の事業展開について検討を行います。

３番、住宅セーフティーネット推進の予算額は201万7,000円です。

次に、項番３、住宅修繕資金融資あっせんの新規申込みの終了についてです。本制度は、資金不足により住宅の修繕が困難な区民を対象に、融資を金融機関にあっせんし、利子補給するものですが、実績が毎年五、六件と低い水準で推移しています。また、民間の金融機関にて低金利のリフォームローンが充実してきていることから必要性が低下しています。そのため、令和７年度より新規申込みの受付を終了します。（２）予算額は、令和６年度以前に実行された融資の利子補給金として25万8,000円となっております。

項番４、今後の予定です。令和７年４月から各事業の実施などを進めてまいります。

説明は以上です。

○委員長 初めに、台東区住宅マスタープランについて、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、令和７年度の住宅施策の取組みについて、ご質問がありましたら、どうぞ。
中村委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆中村謙治郎 委員 1点だけちょっと伺います。

子育て世帯住宅リフォーム支援制度ですね、非常に拡充をしていただいて、より使いやすいというふうに感じてもらえるような制度になってほしいなと思うんですけども、工事の対象もここまで範囲を広げて、また、世帯の拡充ということで、所得制限も800万から1,200万までというふうにして引き上げたんですけども、ここ、所得制限を1,200万円に設けた根拠みたいなのはあるんですか。

○委員長 住宅課長。

◎塚田正和 住宅課長 こちら、現行は所得制限800万円ですが、厚生労働省の国民生活基礎調査などによりますと、こちらの制度開始当初である平成27年の児童のいる世帯の平均所得は707万6,000円、これが令和4年には812万6,000円ということで、平均で800万円を超えてきている状況になっています。そのため、今の制度である所得制限800万円というのが子育て世帯の実態にそぐわないため、上限額の引上げを行うことにしました。

1,200万円という額につきましては、こうしたリフォームに関する支援制度を設けているほかの区の事例を参考にさせていただきました。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 分かりました。ありがとうございます。子育て施策、これから台東区もしっかり充実させていくということを考えると、この年収制限、所得制限というのを撤廃するというのも今後検討していてもいいのかなというふうに思ったので、意見だけ述べさせていただきます。以上です。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 私は、高齢者等入居促進啓発事業の実施、この事業、本当にブラボーだと思いますね。国のほうでは来年度、サポート住宅というのを進めておりますけれども、これは所管の皆さんが考えていただいた事業でよろしいんですね。国庫支出金、これは国のほうのメニューにあったんですかね。その辺も含めてちょっと内容等を教えてください。

○委員長 住宅課長。

◎塚田正和 住宅課長 こちら、台東区のほうで居住支援協議会などの中でも協議しておりますが、高齢者の単身で身寄りのない方が民間賃貸住宅へ入居を希望する場合、いろいろなリスクに関して大家の方がちょっと敬遠されるという傾向があるというのは既に把握しています。こうしたものの対策として、こちらの住宅課の中で検討した事業でございます。

それから、もう1点、国補助金につきましては、こちら、国のほうの居住支援協議会等活動支援事業という補助金の制度の活用を想定しています。こちら、一応対象経費の10分の1ということですが、国の予算の範囲で審査がございます。内容につきましては、地域における総合的、包括的な居住支援体制の整備とか、制度の周知、普及、居住支援の現状、人数の把握、分析といったような項目に対して補助があるということでございます。以上です。

○委員長 寺田委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆寺田晃 委員 不動産業者、また大家さんのお困り事とともに、入居される高齢者の方の悩み、それらをクリアできるように、このようにやっていただいていると思うんですけども、そのような中で、まだまだ協力店、そういうのもあったんだという知らない不動産屋さん結構いらっしゃるので、PRも兼ねて進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 田中副委員長。

◆田中宏篤 副委員長 すみません。ちょっと私からも、先ほどの中村委員からも質問もあったんですけど、ちょっと子育て世帯の部分に関してお伺いさせていただきたいんですけども、こちら、予算額に関して、この金額に設定した部分というのは、大体件数としては、実績値から今回拡大したことによってどれぐらいの増を見込んでいるのか教えてください。

○委員長 住宅課長。

◎塚田正和 住宅課長 こちら、200万円ということで、10件分の予算になります。今、令和6年度予算が4件ということで、行政計画では5件という計画になっております。今回の所得と、あと年齢の拡大という部分で、おおむね対象の方が2倍程度になるのではないかとということで、現状の予算から倍になるような形での設定をさせていただいております。

○委員長 田中副委員長。

◆田中宏篤 副委員長 かしこまりました。

先ほど中村委員からの意見としてあった所得制限等々の見直しもある程度視野にという話なんですけれども、これ、所得制限、私も同様に感じている部分はありまして、ただ、対象工事が拡充されたりとか、年齢層が上がったりというところで、やはり特に私これ見ていて、自分自身、子育てにある中で、すごくこれ需要多そうだなと思うのが、やはり成長に伴うリフォームというところで、すごく実は大きくて、ちっちゃい頃は子供部屋で大部屋だったのを、年齢がたつにつれ間仕切りをして個別の部屋を持たせたりとかいうところで、実は非常に需要が多いのかなというふうに思っているんですが、ただ、そうなるときに、そのリフォームって結構金額的には大きいんですね。やはりこれ上限金額20万円というところで、あれば便利ですけども、なかなかじゃあ工事に踏ん切りつくだけの背中を押すような内容になっているかという、もうちょっと欲しいなというところは正直あったりもするのかなというふうに思っています。その辺はちょっと住宅施策の中でいろいろ需要とかいうのを、やってみないと分からない部分はあると思うので、令和7年度、取り組んでみて、その実績とか、あとはアンケートですとか、そういったところも、実際に使った方からの感想等々を聞いた上で、1年間しっかりどうやったらよりよいものになってくるのかということを見定めながら、ほかの部分に関しても同様なんですけれども、取り組んでいただければという部分だけちょっと要望させていただきます。

私からは以上です。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 次に、集合住宅及び大規模建築物の建築指導の強化について及び令和6年度高齢者住宅（シルバーピア）の運営状況について、住宅課長、報告願います。

住宅課長。

◎塚田正和 住宅課長 それでは、都市づくり部の報告事項の17番、集合住宅及び大規模建築物の建築指導の強化についてご報告します。

項番1、目的・概要です。区内の住宅や人口の増加などに対応し、良好な市街地の形成に向けた取組をより一層推進するため、区の建築指導の制度の強化を図るものです。具体的には、まちづくり施策と建築指導の連携の明確化、現行の条例及び要綱の改編を併せて行います。

項番2、現在の建築指導の取組です。（1）集合住宅の建築及び管理に関する条例は、集合住宅を対象に、家族向け住戸の設置など、記載のような項目について、（2）大規模建築物建築指導要綱は、集合住宅以外の大規模建築物を対象に、住宅附置義務、定住協力金制度のほか、記載のような項目について指導を行っています。

項番3、見直しの内容です。①集合住宅と大規模建築物の建築指導の手続を統一します。具体的には、大規模建築物建築指導要綱を廃止するとともに、集合住宅の建築及び管理に関する条例に大規模建築物の建築に関する規定を追加します。また、住宅附置義務及び定住協力金制度は現在の住宅や人口の状況を踏まえ廃止します。②集合住宅の建築及び管理に関する条例に（仮称）まちづくりに係る総合的な条例との関連を明記します。

これについては次ページをご覧ください。（1）は、（仮称）まちづくりに係る総合的な条例と関連した建築指導のイメージです。まちづくり条例に規定する大規模な建築計画については、建築構想の段階で区と事業者で協議を行います。その後、集合住宅条例に基づき、事業者から建築計画書が提出された段階で、基準への適合の審査や協議事項の確認等を行うという流れになります。

（2）集合住宅の建築及び管理に関する条例の改正内容のポイントです。①から④は、第4回定例会で報告した改正内容です。これに⑤大規模建築物の建築に関する基準、⑥（仮称）まちづくりに係る総合的な条例に基づく協議事項の遵守等を追加し、①から⑥を一括して条例改正したいと考えています。

項番4、条例改正スケジュールの変更です。集合住宅の建築及び管理に関する条例については、前回の産業建設委員会で第1回定例会での改正条例提案をご報告したところですが、（仮称）まちづくりに係る総合的な条例に関連する規定等を調整するため、第2回定例会での提案に変更させていただきたいと考えています。

項番5、今後の予定です。第2回定例会に改正条例議案を提案し、議決いただきましたら、周知期間を置き、10月に改正条例を施行、また、（仮称）まちづくりに係る総合的な条例に関連する規定は、令和8年4月に施行したいと考えています。

報告は以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

次に、都市づくり部の報告事項の19番、令和6年度高齢者住宅（シルバーピア）の運営状況についてご報告します。資料23をご覧ください。本報告は、例年募集状況等を報告しているものです。

項番1、入退去状況です。令和6年度1月末までの入居者数は43世帯、このうち新規供給のシルバーピア橋場に26世帯が入居しています。退去者数は21世帯です。

項番2、募集状況です。令和6年度は6月に新規供給のシルバーピア橋場に限定した募集を行い、12月に例年の募集を行っています。募集戸数、有効応募数、倍率についてはご覧のとおりで、単身世帯では倍率は6倍程度となっています。

項番3、今後の予定です。現在、12月募集分の入居資格審査を行っておりますが、審査の終了した方について、3月以降、順次入居あっせんを行っていきます。今後とも高齢者住宅（シルバーピア）の適切な維持管理に努めてまいります。

報告は以上です。

○委員長 初めに、集合住宅及び大規模建築物の建築指導の強化について、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、了承願います。

○委員長 次に、令和6年度高齢者住宅（シルバーピア）の運営状況について、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、無電柱化の推進について及び道路改良工事の工期延伸について、土木課長、報告願います。

土木課長。

◎原島悟 土木課長 土木担当の報告事項2番、無電柱化の推進についてご説明いたします。今回は、今年度の実施内容と来年度の予定についてご報告いたします。資料25をご覧ください。

区道の無電柱化につきましては、令和2年3月に策定した台東区無電柱化推進計画に基づき取り組んでおり、令和2年度からは事業実施しております。

項番1、事業箇所につきましては、資料に記載のとおり、浅草一丁目の区道3路線及び谷中三丁目の1路線です。なお、谷中三丁目につきましては、施工中の交通処理や電力地上機器配置の検討に必要なため、推進計画における検討路線を事業箇所に含んでございます。

項番2、今年度の主な取組です。まず、（1）浅草一丁目です。今年度は、昨年度から引き続き、関係者との協議や検討を実施しました。また、東京電力による支障移設工事及び本体工事を実施しております。主な課題といたしましては、工事施工時の交通規制、騒音、振動によ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

る沿道、周辺地域への影響でございます。

2ページをご覧ください。（2）谷中三丁目です。こちらは当該路線で計画されているガスや水道等他工事との調整を行うとともに、試掘調査工事を実施いたしました。主な課題のうち、今年度新たに判明したものは、試掘調査で判明した状況を踏まえた設計の再検討と不明管及び不明ケーブルの撤去でございます。

項番3、令和7年度取組予定でございます。浅草一丁目におきましては、引き続き支障移設と電線共同溝本体の工事を進めてまいります。（2）谷中三丁目におきましては、今年度の試掘調査工事の結果を踏まえ、優先整備路線の区間を対象とした詳細設計を実施してまいります。

項番4、予算額（案）につきましては、資料記載のとおりでございます。なお、歳入につきましては、国庫補助金及び都補助金でございます。

本件についてのご説明は以上です。

続きまして、土木担当の報告事項3、道路改良工事の工期延伸についてご説明いたします。

本件は、年度をまたぐ工期延伸となり、令和6年度予算の一部を翌年度へ繰越明許費とするためご報告するものでございます。資料26をご覧ください。

項番1、整備概要です。整備概要、事業名につきましては、資料記載のとおりでございます。今回ご報告させていただく工事は2件です。資料記載の案内図①及び②のとおり、蔵前橋通り北側の千代田区との境界と浅草通り北側、上野消防署東側の区道における工事でございます。施工延長及び工事内容については、資料記載のとおりです。

項番2、変更内容です。①につきましては、東京ガス及びN T T東日本との調整の結果、道路工事に伴う占用物件調整工事に想定以上の時間を要する見込みとなったため、工事期間を変更するものでございます。②につきましては、沿道の方々との工程調整が難航し、当初想定より工事の施工日時について制限を受けることとなったため、工事期間を変更するものでございます。

資料2ページをご覧ください。変更前後の工事期間につきましては、項番3に記載のとおりです。

事業費につきましては、項番4及び項番5記載のとおり、2件とも契約金額のうち前払い金40%を支出済みで、残額を繰越明許費として令和7年度に執行させていただく予定でございます。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 初めに、無電柱化の推進について、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 すみません。私から1つ。

この無電柱化促進、私、何回か意見を言わせていただいています。浅草のほうは、これはもう地元からの強い要望で行っていることも認識していますが、これ、当時と浅草の状況が少し

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

変わっています。要は営業形態が変わっているという、あの当時は地元の方がそのまま商売していてということが多いんですが、今、借りて商売している方が増えてきてしまっているの、やはりその辺はきちんと説明して、うまく協力して進めていただきたいと思いますので、まずその辺だけよろしく願いいたします。

ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、道路改良工事の工期延伸について、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、公園及びトイレ整備予定の変更について、公園課長、報告願います。

公園課長。

◎榎本賢 公園課長 それでは、土木担当の5、公園及びトイレ整備予定の変更についてご説明いたします。資料28をご覧ください。

初めに、項番1、概要です。令和7年度に予定しておりました田原公園及び公園トイレの設計について、田原小学校及び田原幼稚園の大規模改修計画が変更となったことから、設計の時期は改めて検討することといたします。これにより、令和7年度は老朽しております千草公園と鶯谷公園トイレの整備に向けた設計を行うものでございます。

次に、項番2、整備予定の変更ですが、令和7年度の整備予定を変更前、変更後として、変更箇所を下線部にてお示ししております。

次に、項番3、予算額（案）でございますが、項番2で記載した公園やトイレの合計として予算額をお示ししており、予算額は記載のとおりです。

次に、項番4、今後の予定ですが、4月より整備に向けて進めてまいりたいと思います。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これをもちまして、産業建設委員会を閉会いたします。

午後 2時52分閉会